

第三十八回国会 文教委員會議録 第十一号

昭和三十六年三月二十九日(水曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 白井 莊一君 理事 坂田 道太君

理事 竹下 登君 理事 中村庸一郎君

理事 米田 吉盛君 理事 山中 吾郎君

伊藤 輝一君 上村 千一郎君

大村 清一君 小島 徹三君

田川 誠一君 高橋 英吉君

千葉 三郎君 磯尾 弘吉君

花村 四郎君 原田 憲君

松山 千恵子君 八木 徹雄君

小松 幹君 高津 正道君

野原 覺君 前田榮之助君

三木 喜夫君 村山 喜一君

鈴木 義男君

出席國務大臣

文部大臣 荒木 萬壽夫君

出席政府委員

法制局參事官 野木 新一君

(第二部長)

文部事務官 内藤 三郎君

(初等中等教育局長)

文部事務官 小林 行雄君

(大学學術局長)

委員外の出席者

文部事務官 木田 宏君

(大臣官房總務課長)

専門員 石井 易君

三月二十九日

委員千葉三郎君、井伊誠一君及び久

保田豊君辭任につき、その補欠とし

て小島徹三君、野原覺君及び小松幹

君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員小島徹三君、小松幹君及び野原

覺君辭任につき、その補欠として千

葉三郎君、久保田豊君及び井伊誠一

君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十四日

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一六

二号)

同月二十五日

日本育英会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一六四号)(予)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一六

二号)

日本育英会法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一六四号)(予)

国立工業教員養成所の設置等に関す

る臨時措置法案(内閣提出第九六号)

学校教育に関する件

○濱野委員長 これより會議を開き

ます。

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案及び日本育英会法

の一部を改正する法律案を一括議題と

し、その提案理由の説明を聴取いたし

ます。

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法(昭

和二十三年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第一条中、「死亡一時金」を削る。

第二条中、その他の給与の下に

「初任給調整手当」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行し、

昭和三十六年四月一日から適用する。

理由

都道府県が負担する市町村立学校

職員の給与の種類に初任給調整手当

を加えるとともに、所要の規定を整

備する必要がある。これが、この法

律案を提出する理由である。

日本育英会法の一部を改正する

法律案

日本育英会法の一部を改正す

る法律

日本育英会法(昭和十九年法律第

三十号)の一部を次のように改正す

る。

第十六条ノ四第一項及び第二項を

次のように改める。

日本育英会ハ學費ノ貸与ヲ受ケタ

ル者ガ死亡又ハ不具廢疾ニ因リ貸

与金ノ返還不能トナリタルトキハ

政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ貸与金

ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ免除スル

コトヲ得

前項ニ規定スル場合ノ外日本育英

会ハ大学ニ於テ學費ノ貸与ヲ受ケ

タル者ガ修業後一定年数以上継続

シテ小学校、中学校、高等学校、

大学其ノ他ノ施設ノ教育ノ職ニ在

リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依

リ其ノ貸与金ノ全部又ハ一部ノ返

還ヲ免除スルコトヲ得大学院ニ於

テ學費ノ貸与ヲ受ケタル者ガ修業

後一定年数以上継続シテ高等学

校、大学其ノ他ノ施設ノ教育又ハ

研究ノ職ニ在リタルトキ亦同ジ

第二十四条第一項の次に次の一項

を加える。

前項ノ業務ノ方法中第十六条第一

項第一号ノ規定ニ依リ貸与金ノ回

收ニ關スルモノハ主務大臣ノ定ム

ル所ニ依リモノトス

附則中第三十六條の次に次の二条

を加える。

第三十六條ノ二 当分ノ間大学又ハ

大学院ニ於テ學費ノ貸与ヲ受ケタ

ル者ガ修業後一定年数以上継続シ

テ硫黃島島及伊平屋島並ニ北緯二

十七度以南ノ南西諸島(大東諸島

ヲ含ム)ニ於ケル第十六条ノ四第

二項ニ規定スル教育又ハ研究ノ職

ニ相当スル職ニ在リタルトキハ政

令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ガ同項

ノ教育又ハ研究ノ職ニ在リタルモ

ノト看做シ同項ノ規定ヲ適用ス

第三十六條ノ三 当分ノ間第十六条

ノ四第二項及前条中「大学」トアル

ハ「大学(国立工業教員養成所ヲ含

ム)ト読替フルモノトス

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律による改正後の日本育

英会法第十六条ノ四第二項及び附

則第三十六條ノ二の規定は、この

法律の施行の際現に大学又は大学

院に在學する者に対しその在學期

間中に貸与した貸与金について

も、適用する。

理由

日本育英会の貸与金の返還を免除

される職の範囲を改めるとともに、

貸与金の回収について定める必要が

ある。これが、この法律案を提出す

る理由である。

○濱野委員長 荒木文部大臣。

○荒木國務大臣 このたび政府から提

出したしました市町村立学校職員給

負担法の一部を改正する法律案につ

きまして、その提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。

さきに一般職の職員の給与に関する

法律の一部を改正する法律の施行によ

り、科学技術に関する専門的知識を必

要とし、かつ採用による欠員の補充が

困難と認められる職に新たに採用され

る職員に対し、初任給調整手当が支給

されることとなり、また地方公共団体

に採用される職員についても同様に初

等

第一類第六号 文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

昭和三十六年三月二十九日

第一類第六号

文教委員會議録第十一号

任給調整手当が支給されることとなつたことは御承知の通りであります。

この法律案は、右の改正に伴い、指定都市を除く市町村立の高等学校の定時制課程の授業を担当する教員に支給される初任給調整手当をその他の給与と同様に都道府県の負担とする旨の規定を設けるとともに、所要の規定を整備することとしたものであります。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容であります。

次に、このたび政府から提出いたしました日本育英会法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和十九年日本育英会法施行以来、日本育英会は、年々堅実な発展を遂げ、今日まで同会を通じて学資の貸与を受け、その勉学を続けることができた学徒は、きわめて多数に上り、国家的な育英事業として多大の成果をおさめて参りました。

日本育英会から学資の貸与を受けた者は、修業後一定の期限内に、その貸与金を返還する義務を有しておりますが、特例として、それらの者が義務教育に従事する教員または高度の学術研究者となった場合に、その貸与金の返還を免除できる制度を設けて参りましたのは、それらの分野に積極的に人材を誘致し、義務教育の充実と学術の振興をはかろうとする趣旨に基づくものであります。

ところが、近年、高等学校進学者の急増に対処し、また科学技術者の育成を促進するため、高等学校または大学に優秀な教員を確保することがますます重要になって参りましたので、これ

に応ずる措置を講ずるとともに、日本育英会の貸与金の回収を一層的確に行なうため、現行法の一部に必要な改正を加えることが適当であると考へ、この法律案を提出するものであります。

改正の第一点は、大学における貸与金の返還を免除される職のうちに、高等学校、大学その他の施設の教育の職を加えたこととあります。

改正の第二点は、大学院における貸与金の返還を免除される職のうちに、高等学校の教員の職を加えたこととあります。

改正の第三点は、日本育英会の業務の方法のうち、特に貸与金の回収に関するものは、主務大臣の定めるところによるものとしたこととあります。

改正の第四点は、当分の間、大学または大学院で学資の貸与を受けた者が、沖組の教育または研究の職についてた場合も、日本本土の場合と同様に、その貸与金の返還を免除できる規定を設けたこととあります。

改正の第五点は、当分の間、貸与金の返還免除については、国立工業教員養成所を大学と同じ取り扱いとしたこととあります。

以上が、この法案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願いいたします。

○濱野委員長 両案に対する質疑は追って行なうことといたします。

○濱野委員長 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題とし、審査に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 前の文教委員会において、臨時教員養成所の卒業生が教壇に立つことを義務づけるというところが、憲法上疑義があるという政府の御答弁であつたので、その点について法制局の権威的な解釈をお聞きしたのであります。十分に検討してないというお答えであつたのであります。それで、法制局において検討してお答えを願うように要望しておいたのであります。その結果法制局において御検討なさつたかどうか。御検討になつたならば、なつたことについて御答弁を願いたいと思ひます。

○野木政府委員 前回の当委員会において山中先生からたゞいま御質問のようないふ御質問がありまして、私一応お答えいたしました。その際、事が憲法問題に關連いたしますから、慎重を期しましてなお多少の猶予期間をお願いしておたわけでありまして、その部内において議論いたしました。一応の結論に達しましたから、きょう御報告申し上げます。

問題は、この国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案につきまして、国立工業教員養成所の卒業生に対して一定の就職義務年限と申しましようか、そういうものを課するといふ制度を設けることが、憲法上可能であらうかどうかという問題だらうと思ひます。私も研究しました結果の一応の結論といたしましては、工業教員を確保するといふ、何というか、広い言葉でいへば工業教育振興の要請がありまして、こういう工業教員養成所を設置する。それに入所する者は全く白

由意思で入所するわけでありまして、もしその就職義務年限といふものが一定の合理的な期間であるといふのであり、またその就職義務年限の経過以前であつても、たとえば病氣とか何か正当の事由のある場合には、就職義務を免除したり、あるいは猶予したりするといふ規定を設ける。それからいふ一つ、就職義務を課しても、それが觀念的義務といふならば、これはそれだけで問題はありませんが、さらにその義務を担保にしようといふ場合におきまして、その担保の手段として、たとえば昔師範学校におりまして、奨学金を与えて一定の義務年限を設けまして、義務年限を履行しない者には奨学金を返せるといふたような、養成所の入所中に与えた利益、奨学金とか授業料を免除するとか猶予するとか、そういうものを義務違反者に対しては返還せるとか、あるいは養成所を卒業することによって与えた資格を取り上げる、そういう点では、それはおそれる憲法上も差しつかえないだらうと思ひます。さらに進んでこれに刑罰を科するという点ではたしてどうかという点になりますと、議論が少し分かれまして、ある人は相当問題で、適当かどうかといふことが問題であるし、ある人はそこまですぐと問題だといふ人もありますので、そこまですぐとまだ問題として残る点がありますが、今私が申し上げたような仕組みにするならば、その限りにおいては憲法上も差しつかえない、一応そういうような結論に達しました。

○山中(吾)委員 どうも御答弁が少しわかりにくいのですが、教職につくことを義務づけることは憲法違反でないといふことですね。その違反でない条件に何か担保の手段として——もう少しよく説明願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 たとえば義務年限違反も、一生とか不当に長い期間だとこれは問題になります。たとえば昔の師範学校でしたら、就業年限の二倍の期間ですか、そういうようなことがありますが、そういうような一定の合理的な期間ならいいということ、それが第一点。第二点といふことは、その期間中であつても何か病氣その他正当な事由があつた場合には、その義務を免除あるいは猶予するといふような規定を設けるということ。第三点といふことは、義務の担保の方法ですね。別に担保の方法を設けないで、そういう者は就職の義務を有するといふそれだけの規定でも、ある程度効果があるといふ見方もあると思ひます。義務を有するとしてただで、それでどまるならば問題はありせん。ただ義務に反した場合、何かそれに対して不利益を与えるという点、つまり義務を確保するといふ手段としてどういふことが考えられるかと申しますと、たとえば入所中に与えられた利益、授業料を取り上げる、奨学金をやつたが、その奨学金を返せさせる、そういうこと、あるいは入所して卒業することによって与えた一つの資格をも取つてしまふといったようなことになつたならば、これはもう私どもが議論したところでも問題はないのだという結論であります。ただこれがさらに進みまして、そういう義務違反者に対して懲役に処するとか、罰金に処するところまでいきますと、議論が分かれまして、

いふことですね。その違反でない条件に何か担保の手段として——もう少しよく説明願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 たとえば義務年限違反も、一生とか不当に長い期間だとこれは問題になります。たとえば昔の師範学校でしたら、就業年限の二倍の期間ですか、そういうようなことがありますが、そういうような一定の合理的な期間ならいいということ、それが第一点。第二点といふことは、その期間中であつても何か病氣その他正当な事由があつた場合には、その義務を免除あるいは猶予するといふような規定を設けるということ。第三点といふことは、義務の担保の方法ですね。別に担保の方法を設けないで、そういう者は就職の義務を有するといふそれだけの規定でも、ある程度効果があるといふ見方もあると思ひます。義務を有するとしてただで、それでどまるならば問題はありせん。ただ義務に反した場合、何かそれに対して不利益を与えるという点、つまり義務を確保するといふ手段としてどういふことが考えられるかと申しますと、たとえば入所中に与えられた利益、授業料を取り上げる、奨学金をやつたが、その奨学金を返せさせる、そういうこと、あるいは入所して卒業することによって与えた一つの資格をも取つてしまふといったようなことになつたならば、これはもう私どもが議論したところでも問題はないのだという結論であります。ただこれがさらに進みまして、そういう義務違反者に対して懲役に処するとか、罰金に処するところまでいきますと、議論が分かれまして、

いふことですね。その違反でない条件に何か担保の手段として——もう少しよく説明願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 たとえば義務年限違反も、一生とか不当に長い期間だとこれは問題になります。たとえば昔の師範学校でしたら、就業年限の二倍の期間ですか、そういうようなことがありますが、そういうような一定の合理的な期間ならいいということ、それが第一点。第二点といふことは、その期間中であつても何か病氣その他正当な事由があつた場合には、その義務を免除あるいは猶予するといふような規定を設けるということ。第三点といふことは、義務の担保の方法ですね。別に担保の方法を設けないで、そういう者は就職の義務を有するといふそれだけの規定でも、ある程度効果があるといふ見方もあると思ひます。義務を有するとしてただで、それでどまるならば問題はありせん。ただ義務に反した場合、何かそれに対して不利益を与えるという点、つまり義務を確保するといふ手段としてどういふことが考えられるかと申しますと、たとえば入所中に与えられた利益、授業料を取り上げる、奨学金をやつたが、その奨学金を返せさせる、そういうこと、あるいは入所して卒業することによって与えた一つの資格をも取つてしまふといったようなことになつたならば、これはもう私どもが議論したところでも問題はないのだという結論であります。ただこれがさらに進みまして、そういう義務違反者に対して懲役に処するとか、罰金に処するところまでいきますと、議論が分かれまして、

いふことですね。その違反でない条件に何か担保の手段として——もう少しよく説明願ひたいと思ひます。

かりに違憲でないと言う人でも問題だ
という人もありますし、ある人はそこ
までいくと違憲だという議論になっ
てくるわけであります。

○山中(吾)委員 大体わかりました
が、そうすると、たとえば工業教員養
成所設置法という法律の中に、本所の
卒業生は一定の期間教職につかなけれ
ばいけないという、ある事項を入れる
ということ、明確に憲法違反でない
ということになりますか。

○野木政府委員 それだけの規定であ
りますならば、そしていま一つ私のほ
しいと思いますのは、何か正当な事由
があった場合、病氣とか非常に困った
場合とかいうときには義務を免除する
ことができる、あるいは猶予すること
ができるという規定がいま一つほしい
と思いますが、そうすれば違憲という
問題は起きないと思います。

○山中(吾)委員 それから、たとえば
工業教員の委託生をとった場合、私立
あるいは国立の工業大学に入学する者
で個々の委託生制度をとった場合に、
授業料の免除あるいは奨学金を付与す
ることにして、そうして個々の学生に
対して教壇に立つ義務を付与する。工
業教員委託生に関する特別措置法とい
いますか、そういうような法案をもし
作る場合に、この中に今の点と同じよ
うな義務づけをすることも憲法上疑義
はありませんか。

○野木政府委員 その点も、政策上は
たしてどうかという議論はしばらくお
きまして、ぎりぎりの憲法論だけから
いたしますならば、私が先ほど申し上
げたと同じように、それだけで直ちに
違憲ということにはならないのではな
いかと存する次第であります。

○山中(吾)委員 あなたは法制局の第
二部長でありますが、法制局長官の
責任のある答弁と考えてよろしいで
すね。

○野木政府委員 答弁の言葉づかいは
別として、大筋につきましても長官の
了承の上であります。

○山中(吾)委員 文部大臣にお聞きい
たしますが、法制局の権威的解釈とし
て、養成所の卒業生に法律上の規定に
基づいて教壇に立つ義務づけをしても
差しつかえない。刑罰その他を加える
という点については疑義があるけれ
ども、正当な事由のない限りにおいて
は教壇に立つ義務がある。そうして一
定の期間を付与することも疑義がない、
こういう答弁であります。前回文部
大臣は、この法案を提案するについて
は憲法上の疑義がある、義務づけを
することはしなかつたのである。そ
して卒業生についてはただ就職す
るかという点については自信はな
い。期待しておるだけである。こうい
う御答弁であつたはずであります。こ
ういふところからいいますと、法制局
の権威的解釈で疑義がないということ
を明確に国会において答弁をされた際
においては、文部大臣はこの際、明確
に科学技術教育のために必要な教員の
確保について義務づけるといふように
法案を修正することについて、どうお
考えになりますか、お聞きいたしたい
と思います。

○荒木国務大臣 私どもこの原案を出
します段階におきましては、むしろ法
制局の審議を経て出しておりますが、
今法制局からの比較的明確な御答弁で
ありまして、安心するわけでございま
す。提案しました当初は、むしろ義務

づけ等のことも論議はいたしましたも
の、その段階におきましては必ずしも
も憲法との関連において明確にされて
いなかった、疑義が全然ないというこ
とは、それこそ私も自信ないままに
提案をしたわけでありまして、法制局
におきましても論議はされても、原案が
そうならぬと議論はされたに、ぎりぎり
のところまで突き進めた論議がなかつ
たろうと思つたのであります。それはそ
れといたしまして、できればそうあり
たいとむしろ思いますが、この前のお
尋ねに對しまして自信がないというふ
うな意味合いのことを申し上げたと記
憶しますけれども、それはあくまでも
問題は工業教員養成という国家的な目
的、いわば社会公共の福祉につながる
国家的な課題、一方におきましては職
業選択の自由という個人の自由、それ
を双方考え合わせてどういう制度が一
番よからうかというところに帰するかと
思います。義務づけがないがゆえに、
その意味においては自信があるなどと
結論的なことは申し上げる筋合いでな
いので、この間の御答弁のように申し
上げたのであります。私は一応これ
でスタートいたしました、工業教員た
らんと欲して志願してくる人々である
限りにおいては、特別の事情の変化が
ない限りは当然卒業したら工業教員に
なつてもらえるはず、また学校教育を
通じましても、そういう信念を持つて
もらふような指導が必ずやなされるこ
とと思ひます。そういうことで、工
業、科学技術教育、高等学校における
生徒の教育の重要さを思い、それに情
熱を感じる人が志望し育成されていく
ことと思ひますから、そういう個人の
職業選択の自由にまかせても、なおか

つその学生の信念と申しますか、その一
人々々の考え方に依存しても大体にお
いてとんでもないことにならないであ
らうというのを期待する次第でござ
います。大学を出て小、中学校の先生
になる人がたくさんあるわけでありま
すが、そういう先生方は何も義務づけ
があるわけじゃないかもしれませんけれ
ども、長い間じくくりと腰を据えて教育
してもらつておる。従つて繰り返し申
し上げますが、工業教員養成と銘を
打った学校の門をくぐるほどの人なら
ば、必ずや今申し上げたような氣持を
持つて卒業してもらへるであらうとい
う、個人の自由の意思に依存すること
によつてスタートをして、それで予期
の成果が上がりましますならばその方がベ
ターじゃないか。実施後に憲法上の疑
義もはつきりしたとしますならば、
実施後に今度は社会公共の福祉との関
連において必要性が出てきたならば、
第二段の案がまゝとしてあらためて御審
議を願つて、さような規定を追加する
というのが穩当ではないかというふう
に思ふのであります。

○山中(吾)委員 大臣のおっしゃるこ
とはまことに観念的で、期待をするこ
ういふことを言われております。いわゆ
る教員になりたいという希望の者が自
由に教壇に立つことを期待してという
のですが、そういう程度でしたら、こ
の工業教員養成所なんて作る必要がな
いじゃないですか。そういう期待がで
きないから、最初から一定の特典を与
えるとしてこの法案を出されたので
あつて、そういう期待というものはと
うてい望みなしというの上になつて
提案をされたはずだ。提案説明の中
にもるると説明されておるはずであり

ます。大部分の工学部の卒業生は、教
壇に立たないで、ほとんど実業界に行
くからやむを得ずこれを出したのだ、
しかし憲法の疑義があるので義務づけ
することはできないのであるというこ
とを説明されておつたはずでありま
す。法制局の方では、明確にそういう
心配はないと答弁されておるのであり
ますから、大臣は今までの答弁と矛盾
のあることを言われておるのです。そ
れではこの法案を出す最初の提案の理
由はもう解消したような感じがする、
いかがですか。

○荒木国務大臣 先日のお答えと別に
矛盾したことを申し上げておるつもり
はないのでございしますが、もし国会の
御意思で憲法上の疑義なしということ
を御確認いただいた、国会でさような
修正等が行なわれるというならば、む
ろんこれこれ申し上げる筋合いではな
いとこの前申し上げたと思ひます。そ
れはやはり同じでございします。私ども
が提案します段階におきましては、政
府部門の憲法との関連における解釈も
いささかあいまいな点がございました
から、事いやくも憲法に關して疑義
があるならば、それを独断で強行する
ような案で提案すべきではない、こう
いう考え方で、義務づければ義務づけ
ないよりは効果のあることは当然であ
りましようけれども、そもそも義務づ
けないで提案しましたときの考えは、
先刻も申し上げました通り一般の大学
というのじゃなしに、特別に高等学校教
員の養成を法律上国民に訴えて、その
趣旨をはつきりさせながら希望者を募
る、それに應じて入学を志望して入つ
てくる、そういう趣旨に従つてまた三
年間教育が行なわれるということとは、

つその学生の信念と申しますか、その一
人々々の考え方に依存しても大体にお
いてとんでもないことにならないであ
らうというのを期待する次第でござ
います。大学を出て小、中学校の先生
になる人がたくさんあるわけでありま
すが、そういう先生方は何も義務づけ
があるわけじゃないかもしれませんけれ
ども、長い間じくくりと腰を据えて教育
してもらつておる。従つて繰り返し申
し上げますが、工業教員養成と銘を
打った学校の門をくぐるほどの人なら
ば、必ずや今申し上げたような氣持を
持つて卒業してもらへるであらうとい
う、個人の自由の意思に依存すること
によつてスタートをして、それで予期
の成果が上がりましますならばその方がベ
ターじゃないか。実施後に憲法上の疑
義もはつきりしたとしますならば、
実施後に今度は社会公共の福祉との関
連において必要性が出てきたならば、
第二段の案がまゝとしてあらためて御審
議を願つて、さような規定を追加する
というのが穩当ではないかというふう
に思ふのであります。

他の一般大学のたまたま単位をとった人が、単位をとった後に教職員になるか、あるいは産業界に入るかという自由な気持よりも、純粹に使命感を持って卒業してこれかと思ひます。これは単なる期待というよりも、いやしくもこの学校に入ってきた人は、そういうことを期待されるに値する人であると考えてかかっても、そう間違ひはないじやなかろうか。そこでせめてもこのことであるが、わずかながら授業料の点で特に優遇をし、自分の意思で教職員にならない場合はその優遇を取り消すという程度でスタートをしてみたいかがであらうか、こういうことがこの原案を提案しましたときの考へ方でありました。憲法問題はその後、今の言明のようなはつきりした線が初めから考へられておるとするならば、おそらく原案もそういう規定を取り入れたであらうとは思ひますけれども、当時としては、幾分疑義があるという前提のもとに、公共の福祉と個人の自由との調整関係は、どちらかといえば個人の自由を主としてスタートすることがベターであらう、こう考へて原案を提案した次第であります。

○山中(吾)委員 大臣のお答えは少し的はずれだと思ひます。憲法の疑義という点についても、強制的に職業の選択の自由を制限するのでなく、公共の福祉に従つて、自由意思によつて義務づけられた学校にみずから志願をして、そして入学届を出して受験をしていくのですから……。今御説明の中には、一定の条件を持った国民はこの学校に入らなければならないといふことを前提としての制度の論議だと思ひます。従つて、自分の自由意思によつて入学希望するという前提のもとに、しかも二十二条の「公共の福祉に反しない限り」といふものをあわせて論議をして、法制局は明確に疑義がないといふ、その点は正しいと思ひます。それで、提案をされる場合には、疑義があるからそこまでいかなかったものであるが、新しく憲法に疑義がないといふことがここに明確になったのでありますから、むしろ修正を希望するといふことを大臣が言われるべきが自然ではないか、そう思ひます。

それから、今の答弁の中に、教員になつて、教育といふものに大きい使命感を持つて入る者によつて初めてよい教育ができるということをおっしゃつておりますけれども、青年時代に教育に熱情を持つて入るという人は現実にはないのです。それは数十年教壇に立つたあとに、子供に向かつて教育実践をしてみて、そのあとから教育の使命感を感じて、そして生涯この教育を通じて子供の養成のために生きるのであるといふのがほとんどです。これはお調べになつたらわかります。教壇に立つたあとに使命感を持つてくるのですよ。そして、教壇に立たない者が持つのは、長い人生の中にいろいろな経験をして、体験をしても四十、五十になつたときに初めて教育の必要性といふものを考へになるのです。荒木文部大臣も、おそらく胸に手を当ててお考へになれば、大体二十才前後のときにはそういうものを持つていなかった、やはりもっと現実的な人生をやろうとして勉強されたはずなんで、教師なんというのはくそくらえと思つておつたかもしれない。最近はいかに、文部大臣になつたからではないと思ひます。やはり五十、六十になつて教育は重要であるといふことを今長い経験のあとに考へられておる。だから、今の御答弁は事実上全部反しておると私は思ひます。そういう意味において、御認識には非常にズレがあると思ひます。そこに憲法上明快な一つの法制局の解釈もあるのですから、何かこたつて、いかにも、工業教員確保の見込みが立たないことがわかつておるのに、何かさういふふうな形式上のことでこたつておると思ひますが、これは修正をいたしたい、あるいは国会で修正していただくのが望ましいといふ答弁ができませんか。使命感の認識についても、教壇に立つ前に、そういう教育に従事してこの少年は、百人に一人ぐらいしかいないといふのですよ、それは精神が悪いからじゃないのです。教壇に立つて教育実践の中から出てくるのが自然の使命感です。

○荒木文部大臣 ただいまの使命感の認識は、山中さんほどの認識は私はございませんが、しかし、さつき申し上げましたように、一般の教職員になるならぬとは全然関係なしに、門戸を開いております。一般の大学の志望者と、初めから工業教員養成所であるといふことを天下に明らかにしたその校門をくぐる人とは、おのずから使命感は、出発当初から違つておるかと思ひます。まさしく年を経るに従つて、お説のような使命感をさらに濃厚に充實していくことであらうかと思ひますけれども、スタート・ラインから違つて、一応期待できるのだといふことは言ひ得ることかと思ひます。しいては言葉を返して争うといふことじやなしに、そう思ひます。そこで、今度は憲法上の疑義がなくなつた。しかば、義務制にすること望ましいとするならば、修正したいじやないかといふふうなお話でございますが、先日も申し上げましたように、国会の御意思としてそれを原案よりベターだと御判断いただいて御決定いただく分には、かれこれ申し上げ筋合いではむろんございせん。原案策定当初におきましては、先刻申し上げておるような考へ方で御提案を申し上げたといふことでございせん。

○山中(吾)委員 これは委員長においでとて理事会でお諮り願ひたいと思ひますが、現在の法案のまゝでは、この重要な科学技術教育の振興のための教員の確保は不可能だと私は確信するのです。憲法解釈もそう出しておるのですから、この文教委員会において修正をすべきであるかどうか、一つお諮りを願ひたいと思ひます。これは私の個人的な希望として委員長に申し上げたいと思ひます。

次に、教員免許法の関係と養成所の関係について疑義があるので、大臣並びに局長にお伺ひをいたしたいと思ひますが、教員免許法の関係については、一級免許については、大学を卒業した者でなければならぬことに明らになつておるわけですが、それから、特別に養護教諭という特殊な免許状については、第五条に基づいて「文部大臣の指定する養護教諭養成機関において」といふことになつておるのだ、免許法そのものについては、一般の教員の免許状については大学、それから養護教諭という特定の免許状については養護教諭養成機関という、免許法そのものに基づいた教育機関によつて与えることになつておるわけですが、そこで、今度提案された工業教員養成所は大学でもない、各種学校でもない、免許法自体に特に文部大臣が指定した機関でもない、これは免許状を付与するのに適する学校として私には考へられないのですが、その点いかがですか。

○小林(行)政府委員 お尋ねのございましたように、免許法におきましては、普通免許状を与える場合には、原則として、四年間の修業年限を持つて大学卒業者といふことになつておるわけでございます。だから、先ほど来話が出ております工業教員につきましては、この国立工業教員養成課程の卒業者が工業教員になる。しかし、実情は、先般御説明申し上げておるやうに、免許状は取得いたしましたけれども、実際に教員として教育界に入るといふ者はきわめて少ない現状でございます。

〔委員長退席、坂田委員長代理着席〕

本来は、御承知のように原則としては大学卒業者といふことになつておりますが、それでは当面の窮状を打開し得ないといふことを考へまして、特に、こういう特別の養成施設を作る、その養成施設は、この法案の第五条に規定してございまして、修業年限から申しますと三年でございまして、教育内容等に特別の工夫をいたしまして、専門の学力等につきましては、決して、大学に劣らないような力をつけ

ということを目標として教育を行なうこととしておりますので、この工業教員養成所の卒業者に高等学校の二級普通免許状を与えることは決しておかしくないことはならぬというふうに文部省としては考えております。

○山中(吾)委員 二級免許状を付与するのに大学において教育しなければならぬというのを原則としておっしゃっておりますが、一体その免許法に例外を認める規定はありますか。

○小林(行)政府委員 第五条の普通免許状はこれは本則でございます。これに対して特に免許法上の特例を設けるという規定はございませんけれども、この工業教員養成所設置法の中でその特例を設けようということにいたしておるわけでございます。

○山中(吾)委員 免許法自体に規定しなければ私はいけませんけれども、こういう資格条件をきめるところの法律をその他の教育機関の設置法で幾らでも例外を作るのができるなら、免許法などというのはいらない。私は免許法自体に規定しなければいけないと思ひます。どうですか。

○小林(行)政府委員 法案の中にございますように、免許法自体の中に一項を加えるという形の御提案を申し上げておるわけでございます。

○山中(吾)委員 ちょっと読んでみて下さい。

○小林(行)政府委員 法案の附則の第四項でございますが、「教育職員免許法の一部を次のように改正する。附則に次の項を加える。工業の教科についで、高等学校教諭二級普通免許状は、当分の間、第五條第一項本文の規定にかかわらず、国立工業教員養成所の設

置等に関する臨時措置法による国立工業教員養成所に三年以上在学し、所定の課程を終えて卒業した者に対して授与することができ、このようにふうな案申し上げておる次第でございます。

○山中(吾)委員 その点はわかりました。そうすると、工業教員というもののについては一般の普通免許状ですね。一般の普通免許状というものは別表その他を見ても、それは大学でなければならぬという規定があるわけですね。それから特別の免許状でしたら特別の養成所で認めるといふふうなことがで

きるけれども、大学でない養成所で一般の普通免許状を付与するといふふうな改正は私はできないと思うのです。どうでしょう。

○小林(行)政府委員 五條にございまして、本則は大学の卒業生に対して、その単位を修得した者に対して普通免許状を授与するといふことになっておるわけでございます。これが本則でございますが、そうかといつて、これ以外に絶対にそういうものを認めないといふことになつておるわけではございませんので、原則といたしまして

そういうものに準ずるような特別の養成施設を設置した者に対して、その養成所を卒業した者に対して教員資格を特別に付与するといふことについて、法律で御審議を願えば、絶対にいけないといふことには私はならぬと思ひ

ます。

○山中(吾)委員 ほかにそういう前例がありますか。

○小林(行)政府委員 従来教育職員免許令といわれた時代にはいろいろ臨時教員養成所というものがございま

して、その卒業生には与えられたのでございまして、現在の免許法の体系になりましてからは、ほかにはございませぬ。

○山中(吾)委員 そうすると各省の、この間水産講習所を持ち出したのです。が、ああいうところの設置法の一部改正で、免許法の、大学で免許状を与えなければならぬという規定を変えてくる

ことができるのです。水産講習所設置法の一部改正で、大学でないところの養成所で二級免許状を与えることが

できる。その他農林省あるいは水産庁、いろいろ各省にそういう養成所の設置が幾らでもできるので、その設置に関する特別措置法に基づいて、その設置法の中で、大学でない養成所において免許状を付与するといふ

ようなことは、法律上何ら疑義がない、こういうことになりませんか。

○小林(行)政府委員 ただいまお話のございましたやうないわゆる特別教育施設がございまして、そういうものは本来教育職員を養成するための特別施設といふことでございまして、

その卒業生に対してそれぞれの特科に於ては、免状を付与するといふことは私どもも事実として起り得ないと思つております。

○山中(吾)委員 起つてゐるやありませぬか。この法案がそうじゃないですか。この法案、国立工業教員養成所設置に関する臨時措置法の中に免許状を付与してゐる。そしてそれは大学

で、先ほど例示としておあげになりましたやうなものは教員養成施設といふには考えられないわけではござい

ます。

○山中(吾)委員 局長は工業教員免許状という特殊の免許状ができたやうにお話になりますが、工業教員というのは特別の工業教員といふ免許状を持ったものじゃありません。単なる教諭ですよ。あなたの説明はおかしいじゃないか。

○小林(行)政府委員 この免許状は、御承知のように中学校及び高等学校の先生については、それぞれ教科について授与するといふことになっておりまして、高等学校の教員にありましては工業といふ一つの教科になつてゐるわけ

であります。

○山中(吾)委員 いや、そのことはわかつてゐるのです。たとえば教育職員免許法の第二條において「この法律で「教育職員」とは、学校教育法第一

條に定める小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師をいう。」だから養護教諭といふのは特別の免許状に基づいた身分で、その卒業生に対してそれぞれの特科に於ては、免状を付与するといふことは私どもも事実として起り得ないと思つております。

○小林(行)政府委員 これは御承知のやうに特別に工業教員を養成するため

ければやらぬということが鉄則として免許法にあって、これをつぶせば免許法廃止と同じじゃないですか。あなたが今言つておられるのは工業教員といふ特殊の免許状の制度ができて、そして養護教諭と同じやうに工業教諭といふものが設定されたことを前提として答弁されてゐるので、それは間違ひです。だから私は疑義がある。この免許制度からいって大学でない工業教員養成所のやうな施設に免許状を与えることは、これは私は法律的に疑義がある。そういうことをすれば私人に

しても公立大学にしても、大学において初めて免許状を与えるという制度を全部つぶすので、これは現在の学校制度を破壊するやうなものだと思ふ。その

点の疑義を解明していただかなければ、法律的にも私は賛成できない。

○小林(行)政府委員 高等学校の先生についての免許状は、先ほどお答え申し上げましたやうに、たくさんござい

ます。従つて、それぞれの教科について免許状を持つてゐるといふことでございまして、もちろん身分的にはそれぞれ高等学校の教諭、助教諭といふ

やうのは通俗的でございまして、工業科の免許状を持つてゐる教員という意味でございまして。なお、確かに第五條にございまして、大学の卒業生で、その大学で一定の単位を修得した者に対して、それぞれ教科によつて免許状を与えるといふのが本則でござい

ますが、先ほど申しましたやうな工業関係の先生の需要に対して、供給が十分であるといふことから、臨時の特

大学卒業業者でない者にも特別の教育施設を作りまして、そこで学力を十分修得した者に対して、工業科の免許状を与えようとするものでございます。

○山中(吾)委員 原則という言葉を使いますけれども、免許状制度ですから、厳格にその第五号というものは、普通免許状については大学、それから養護教諭という特別免許状については、養護教諭養成機関において修得した者に限ると言う法律だと私は思う。それを原則として言うのは、免許法という法律の性格から私はそんな解釈は成り立たないと思う。どうでしょう。

○小林(行)政府委員 原則はそうでございますが、別にこれは例外を禁じているわけではございませんので、臨時の特別の措置としてそういう制度を作り、そして国会に御提案申し上げて御承認を得れば、私はできないことではないと思っておりますし、また現在でも大学以外の教員の養成機関として、たとえば小学校、中学校等の指定の教員養成機関という制度がございます。たとえば僻地の教員養成機関というようなものも現在できておるわけでございます。

○山中(吾)委員 それは、その大学を修得した者、又は教育職員検定に合格した者に授与する。教育職員検定に合格した者と例外そのものも限定している。だから、この教員養成所を大学としなければ免許状を与えられない。それで、別表第一に、小学校においても一級普通免許状は「学士の称号を有すること」ときっちり書いてあるでしょう。中学校の一級も学士称号とし、高等学校の教諭は大学の学士だけでなく「修士の学位を有すること」。「大学

の専攻科又は」云々と書いてある。二級免許状も「学士の称号を有すること」とはつきり書いてある。それを大学でもない、各種学校でもない教員養成所の設置に関する臨時措置法によって高等学校の教員の免許状を与えるということは、これは不可能じゃないか。しかも四年を三カ年にしてというふうな、こういうのを暴案というのだからと思う。暴案というより、法律の常識からいって成り立たない。先ほど言ったように、工業教員という特別の免許状という制度を作れば、養護教諭と同じだが、そうではない一般の教諭の免許状なんです。私は局長の法律論はどうもおかしいと思う。今の原則という言葉は原則ではないと思う。どうでしょう。

○小林(行)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、この法律で免許法自体を改正するための御提案が出ておるわけでございまして、この工業教員養成所設置法の中で免許法の一部改正ということがいわれておるわけでありまして、なお高等学校教諭二級普通免許状については、ただいま御説明がございましたように、別表第一で二級の普通免許状については「学士の称号を有すること」というようになっております。確かに本則はそういうことでございまして、別にこれ以外に絶対に例外を禁止しているというふうに私も考えないものでございまして、特別の必要がある場合には臨時の特別措置としてこれ以外の方法も考慮することはできるものと私も考えております。

○山中(吾)委員 臨時と言いますけれども、免許状は期限付の免許状はないでしょう。もたらった限りにおいては終

身の免許状ですから、免許制度そのものからいって臨時も何もないと思ふ。もたらったものは六カ年有効な免許状というならば、あるいは十カ年というならばわかるのですが、終身の免許状で臨時も何もないんだ。従って一般の教諭であるところの工業教員の免許状を大学によらないで与えるというなら、これは免許法全体の破壊なので、そんな一部の例外措置だとか一部改正の問題じゃないと思う。どうですか。

○小林(行)政府委員 免許状としてはこれは大学卒の高校二級免許状と全く同じでございますので、特にその間に差異があるわけではございません。ただ先ほど申しましたように、私は特別として、特別の措置としてそういうことをすることもこの免許法の規定に違反するということにはならぬと思ふのです。

○日井委員 ちょっと関連して……。この法案が提出されたゆえんは、すでに質疑、政府の意見等に述べられたように、何とかして工業教員を確保したいというところにあると思ふのです。ところが、過去においてたしか七つの国立大学に、工業教員の養成はやはり工業課程を置いてやって参りました。その課程が、実務教員に就職する者は卒業生の中で一割から二割しかない。こういう点から考えると、この国立工業教員養成所を作っても、また実際に教員になる者はきわめて少ないのじゃないかというところは当然考えられることであります。そこでたまたま山中君のような質問が出るのも当然だと思ふのです。ところが、今までは憲法上の疑義があるというので、義務年限をつけるといふところに問題があつて、本人の自

由意思にまかしてきただけであつたが、その点はたまたま法制局の解釈で多少はつかえない、また従来の学者の代表的な宮沢俊義博士あたりの意見でも、一定の期間で、たとえば終身というふうな極端でなく、ある期間奨学資金を受ければ、かりにその受けた期間の二倍とかそういうようなあれでやれば差しつかえないという解釈が言われていた。ただし、ここで一つ法制局にお伺いしたいことは、法律的にそういう義務制をはつきりきめないでも、入学の際にこの工業教員養成所という名称が示しておる通りの趣旨のところでありまして、入学に際して学校当局と入学者との間に契約書というか、誓約書というのとちよつと強くなるのですが、何かそういうものを取りかわして、法律に規定せぬでも、ある程度の義務づけができる、これは憲法上にも一向差しつかえないと思ふのですが、その点を一つお伺いしたい。

○野木政府委員 ただいまの点はまだ十分研究はいたしておりますが、憲法の問題としてはおそろしくそういうことも可能ではないかと思ふのですが、ただ他の法律との関係でどうかというふうな問題が多少出得る余地があるのです。今どの法律かという点は私もちよつと的確に申せませんが、ただこれがこの第八条で授業料その他の費用の免除及び猶予という規定がありますから、この授業料を猶予したり何かする際に、後に工業教員となつてやれば免除になります、そうでないことは免除になりませんといふ趣旨で、今をはつきりさせるような趣旨で、今言った書面をかわすといふことは、これはもちろん差しつかえないことだと思ひます。

○日井委員 さつきちよつと私申し上げたのですが、誓約書というものを本人に入らせる。卒業した場合に、やむを得ざる事情が起る以外については、何年間は教員につきまといふ、そういう点についてはいかがなものでしょうか。

○野木政府委員 ただいま第八条との関連におきまして、この趣旨をはつきりさせるというふうな意味ならば差しつかえないと思ひますが、それ以上に出ますと私も今ここでさういふいろいろな法律との関係があらまから、憲法の面から見ればおそろしく、そういう立法をすれば可能だと思ひますが、立法でなく単なる合意だといふ場合に、その合意がほかのいろいろな法律との関係でどういふ点を持つたかという点は、いまだ少いその点を検討してみたいと思ひを持って言ひかねますが、一応その程度の答弁でとめたいと思ひます。

○村山委員 関連。法制局の第二部長の御意見をお伺いし、かつまた文部大臣の意見もお伺いいたして置かしてありますが、初め文部省としては月に七千五百円程度の賃金制というところで、この問題を処理しようとしておつた。ところが予算査定においてこれが削られた。そういうふうなことから現在のままでは教員を確保する方法は困難であり、道義的な期待だけしか持てないような状態に現在あることは、大臣が言われている通りです。その憲法の解釈の問題をめぐるようにして大臣は、あとで国会の方でそういうようなものを修正するといひますか、初めこのままの形

で出発をさしておいて、あとになってから、年度を改めるか、あるいは年間の途中においてかという意味でありましようが、後ほど措置する。こういうふうな実施後にあらためて追加することも考えられるというような意見も発表された。そうなりまして際において、初めは就職についての義務はない、こういうような形で学生を募集し、そしてその条件のもとに入学をした学生が卒業をするまでの間に、年度年間の途中においてあるいは二年生になった場合において、就職の義務づけがされる。こういうふうになってきた場合においては、当然事情というものが変わってくるわけであります。そういうような場合において憲法上疑義がないかどうかということについては、非常に問題点があるのではないかと考えられるわけですが、この点について、一たん法律が制定をされて実施された後において、あらためてそういうような条件を追加した場合の取り扱いがどういふふうになるのか、憲法上の解釈を承りたいと思います。

で、工業教員だけは規制をするというような片手落ちな考え方のもとに、憲法上就職を義務づけることが可能であるかどうかという点については、これは疑義があると思うのです。そういうような場合には他の卒業生に対してよりのもっとそこそこの有利な条件、たとえば賃金制度、月額八千円程度のものを貸与していく。こういうような恩恵を与えていく。そういうような恩恵を与えたときに反社会的にそういうような就職の義務づけを規定ができる、こういうふうな解釈をしなければおかしいのではないかと思うのですが、他の条件との相関性の上においてこの問題をどういふふうな解釈をすべきかというところをお尋ねをしたい。

○荒木国務大臣 お尋ねの第一点についてお答え申し上げます。かりにさっき私が申し上げましたように、実施後にあらためて憲法上のことも再検討をした結論として、たとえば三十七年度ないしは三十八年度というときに法律の改正をしていただいて義務制になったというした場合、一般的に法律は遡及しないのが原則だと承知しておりますが、こういう今問題になっておりますが、ごとき課題については、まさしく遡及すべきからざるものと私は思います。ですから義務制になりました以後に入学する人から適用されるということでないならば不当ではなからうか、こう思います。

○野木政府委員 御質問の点は非常にむずかしい点でございますが、まず第一点は、私もただいま文部大臣が仰せのようにやられた方が妥当である、そうでないとはいろいろの論議が巻き起こる可能性があると思存します。第二点は、まさに御指摘のように一つの問題だろうと思存します。私の方も、現行の法制といたしましては、たとえば自衛隊の医者と厚生省の保険の医者と、それから今度の国会で提案になっております法務省関係の刑務所の医者と、こういうものがなかなか医者に手がないというので、賃金制度を設けておる法案がありますが、この際にも実は賃金を受けた者は一定の年限就職しなければならぬという義務は立てないで、ただ一定の年限就職したならばその賃金を免除してやる、そういうような仕方でもやっておるわけであります。この法案も実は相当類似の手法でできておるもので、私もこれならば問題ないと思つたわけでもありますが、さてこれは今言った義務年限を課するということがどうかという点、先ほども申し上げて申しますと、これはただ取り上げて申しますと、先ほど申し上げたように、憲法上は可能であるということになり、また、他との権衡上どうかという問題はやはり生ずるわけでございます。だから法制といたしましては、他と同じようにやっていくこの法案の方が非常に説明がしやすくて楽であります。ただ他との権衡上それが憲法違反になるかどうかという点につきましては、この国立工業教員の確保という点の、公共の福祉上の要請の強さと、そのためにこういう特殊の制度を設けずるといったような点から見て、他と多少区別できるというのなら、それは説明がそれで非常に楽になります。ただ何とも区別できない場合にどうかといいますが、これは非常に問題はあると思いますが、ただそれだけですぐどちらかが違憲というふうな断定してしまわなければならぬかどうか、立法上、政

府なり国会が、立法体としてあまり適切でないではないかという議論はもちろんです。起り得ると思存しますが、それが直ちに、どちらか一方がそれだけで違憲になってしまふかどうかということまで断定すべきかどうかということ、私は、私も必ずしもそこまで言わなくてもいいのじゃないかというように一応の気持はしておるわけでありました。しかしながらそれは立法の形成とかいったような点からいうと、大きな問題点の一つであることは間違いないと思存します。

○野原(豊)委員 関連して……。法制局第二部長にお伺いしますが、今あなたの御答弁を承っておりますが、今あなたも私はよくわからないのです。あなた自身もおっしゃっておることが非常に難問なんぞでわかっていないんじゃないかという気もいたします。これは他の法令上との関連は、今御説明のように非常に疑義があると思うのです。これはやはり法案を審議するにあたって、そのような疑義を残して私ども審議できない。これはあなたの方でぜひ検討してもらいたい。よろしいですか、その点について承っておきたい。

○野木政府委員 私としては今言った点だけで、直ちにこれは違憲になるというまでには考えていませんが、その点はまだ十分討論はしてきませんが、ですから、最終的の断定は多少留保したいと思つております。

○野原(豊)委員 法制局長は、国会に對する法制上の疑義についての説明をしなければならぬ政府側の責任者ですから、あなたの個人的なそういうあいまいな考えではなしに、法制局としての統一したその点についての説明をしてももらいたい、この点について承っておきます。あなたはどうか考えますか。

○野木政府委員 私といたしましては、直ちにそれは一つの法案が違憲になるといふことはないのではないかと存じておる次第でございます。

○野原(豊)委員 だから、あなたとしてはそうなんだけれども、なおやはり問題があるんじゃないかと思うのです。だからこれは法制局でも少し検討して、明解な御答弁をお願いしたいと思うのです。よろしいですか、そういうことです。

○臼井委員 関連して……。ただこの法律で義務を何年課する、勤むべきものとするというようにすることにしても、罰則がなければ何ものならない。ところが罰則を課するということになる。憲法上そこには問題がある。ただ貸与制度でもしておいて、もしほかに行った場合において貸与した金額は戻さなければいかぬということ、やればやれるでしようけれども、しかしそれにしても財界の方へ行くとなれば、それぐらいのものは財界の方でけっこうです。というのでも私というふうになればこれは何もならぬ。問題はそういう点で卒業した者を教員の方へ就職するようにするというところはなかなかむずかしい問題で、われわれとしてもあまり法的に自由を拘束する、ことに職業選択の自由というところは憲法にも保障されておるのでしたくないのですけれども、従いましてこの法案の趣旨も私はそこに重点を置いて、良識に訴えるというところでやられてこれからはよく了解いたします。ですから今山中委員等のお説のように、ただ法律だけ直して、それで卒業生をそちらの方へ義務

づけすることはむずかしいと思う。それでお願いいたしますが、戦前師範学校の卒業生に義務づけがあった。それは一つは授業料がないということ、もう一つは兵役の免除ということが大きな特典であったように思うのですが、戦前のことになりましたが、何かそのほかに師範学校の卒業生で教員の方に就職することによる恩恵というのか、義務づけがそのほかにあったのでしょうか。その点をちょっとお伺いしたいのです。

○小林(行)政府委員 戦前の師範学校の時代には、ただいまお尋ねがございましたように授業料は徴収いたしておりません。それから給費制度があったのであります。それと兵役の関係で、きわめて短い期間の、短期現役的な制度があったわけでありました。

○山中(吾)委員 関連して……。法制局にお伺いしますが、先ほど局長と私と質疑応答をしておいたわけですが、免許法というような法律は資格を厳格に定める法律なわけですが、その法律において大学卒業の条件で、しかも学士号を有するということ、しかも学士号を有するばかりでなしに、法定の単位、いわゆる学習をしなければならぬという二つの条件で教員の免許を付与してある、そういう背景を持った法律なのであります。今度のような工業教員養成所設置に関する臨時措置法というものは、学士号を与える学校でもない、それから四力年ではなくて三力年である、そして教科課程についても免許法からいうと非常に少ない、そういうふうな内容の設置に関する特別措置法で免許法に関する最も中核になるものを全部規定するような法律を作る

ことについては、免許法そのものを全部廃止したと私は同じ実質を持っておると思うのですが、これについては本質的に可能なかどうか、あるいははなはだしく不適当だということとは私はいえと思うのですが、法制上の法的常識から御回答願いたいと思います。

○野木政府委員 法制上といいたし、これは免許の点について原則としては、これは免許の点についてある種の例外を設けるということ、これは法的には可能であります。ただその例外が実際に政策的また実質的に見て合理的なものであるかどうかという点は、まさに実質的の点で論議になり得ると思ひますが、法的に見ますと、免許法から見まして、附則なりあるいはその法律中の他の部分におきましてある特例規定を設けるということは、法律形式的には少しも問題の点はないのではないかと存じます。

○前田(榮)委員 関連して法制局第二部長にお伺いいたしますが、この工業教員養成所の制度は臨時措置法に基づく措置であります。従って、その臨時措置に基づく教職員の免許状を出すなら、これは問題はないと思ひます。しかし、今論議の中にありましたように、免許状そのものは、やはり工業教員の免許として、免許法の一部として下付される、これは大学卒業生でなければならぬという本則からいいますと、本則に該当しないものだということになる。すなわち、今度の臨時措置法の中の附則において免許を与える、この法律で本則の方を規制するということになる。この問題は大切な問題ではないか。四力年制度の大学を卒業する者にこれこれの免許を与えるところ

のを、この際は三力年でも臨時免許状を与えるという臨時措置が行なわれる。その臨時措置は臨時に適用されるものではございません。臨時措置であっても、与えられた人、大学卒業生と同じように、横行潤歩というとおかしい言葉になります。どこへ行っても、おれはこの免許状をもらつた、これは大学卒業生と同じ免許状なんだ、こういうことは言えるわけなんです。そういうことが法制上、つまり本則の方の中に臨時措置として臨時的なものを与えるというならば、この臨時措置法も生きてくると思ひますが、そうでなくして、臨時措置が本則を規制するといふ結果になることは、立法上可能な問題であるかどうか、これは立法的な立場で一つ御解釈をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○野木政府委員 本則の方に免許の原則がきまつておりまして、その特例を設けようというのでありますから、特例を設けることがはたしていいか悪いかわという実質の議論はあるとしても、特例を設けるという政策をとつた以上、法的措置といつたしましてその附則なりについてこういうような特例規定を設けるといふことは、法的には差しつかえないと存する次第であります。

○前田(榮)委員 これは、私は、立法的な立場に立つ法制局の第二部長にお尋ねするのであつて、たとえば、極端に申し上げますと、このたびはまた三力年制度の教員養成所の卒業生に臨時措置法の附則によつて免許状を与えるということですが、ただ、立法をする上から申し上げますと、そういう立法もここで議決をし国会を通過しま

すればできることは間違いない。それは立法はできるが、その立法そのものがよいかどうかという問題を私はお尋ねしておるのであつて、かりにこれが三力年制度でなく、二力年制度、あるいは極端なことをいいますと、一力年制度でこれをやたらとどうなるか。それは大へんことになると思ひます。一力年制度で、四力年制度の大学を卒業した者と同じような免許状を与えるということであつて、臨時措置法をここで議決すればできるわけなんです。この臨時措置法で、工業教員養成所を置く臨時の措置として臨時の免許状を与えるというのをそこへ加えるのならば、何も問題はないと思ひますが、臨時の免許状だけではありません。免許状だけは臨時ではなくして、あたりまえの免許状が下付されることになるわけですが、そういうことが可能かどうかというところをお尋ねいたしておるのであります。

○荒木国務大臣 法制局に対するお尋ねでございしますが、ある程度政策的な御質問の意味もあるかと思ひますので、一応お答え申し上げます。私もこれを提案するにつぎましては、法案の最後に、「教育職員免許法の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。」といふことで、「第五条第一項本文の規定にかかわらず、云々」といふことを規定することによつて、本則に対する例外を意図しておるわけでございます。ところで、小、中学校の免状につきましても、原則は大の大学の指定する教職員養成機関を卒業した者が免状が与えられるという例外は、教育職員免許法第五条に関連し

て現在あるわけでございます。高等学校についてはそれがうたわれておりませんが、しかし趣旨は同じような意味にとりまして、高等学校についても今申し上げました、すなわち第五条第一項本文の規定にかかわらず、大学と名づける教育機関でない、そういう名称は使ひませんが、実質的にはそれと同等であると考えた国立工業教員養成所、これを同等のものとして規定するといふ例外的な措置をどうしようかという意図のもとにこの条文を御審議願つておるつもりでございます。従ひまして、残る問題は、この新しく作ろうとしておる工業教員養成所の教育内容がはたして適切であるかどうかという政策上の問題はあろうかと思ひますが、私どもは、先ほど政府委員が御説明申し上げましたように、特に専門の科目については、期間は三年でありましようとも、四年制の大学に実質上劣らない教育を授けるということによつて、今申しした同等の教育施設なりと考えてよろしいのではなからうか、こういうことを立法上もあるいは政策上もあわせ考えまして御提案申しているつもりであります。

○野木政府委員 法的に申ししまして、ただいま大臣が述べになつたところ、三年間にわたつて、その課程を非常によく組みますと実質的に申しまして大学卒業と教員資格取得の点についてはほぼ変わらないようなことができるのじゃないか、そういうような点も承つた記憶があります。そういう点も考慮しても、政策としての点はいろいろ議論があるといつたしまして、法的には一応その程度承れば、

例外規定を設けても差しつかえない、
そう存じた次第であります。

○山中(喜)委員 今の質疑の中の一
の要点は、当分の間これと書いて
ある。その当分の間が免許状自体の期
限を定めた免許状ならば疑義がないの
ですが、免許状そのものは他の免許状
と同じように無期限の免許状である。

しかもそれは大学でない、学士号を持
たない、しかも三カ年である、そうし
て養成所は学校でない、単位も少な
い、そうして養成所ができる前の者は
それ以上加重された条件で免許をもら
い、養成所が廃止になったあとは、ま
た大学を出た者でなければ免許状をも
らえない、養成所を卒業した者は期限
付きの免許状というならわかる。終
身の免許状である。従ってこの規定は
免許法全体をつぶすものである、だか
ら少なくとも文部大臣は、この免許制
度を確保して保障していかなければな
らぬ立場が、これはみずから免許制度
を破壊する法案であると私は思う。そ
ういう意味ではなほだしく不適当であ
ると思う。法制局もこういう法案を作
るときに免許法というものの本質を考
えて、この法案が少なくとも不適当で
あるというふうな意見が出るはずなん
です。それを当然のことのようにお考
えになるところは、法制局の常識に
相反すると思う。私はそう思うので
あって、さらに明確な答弁をいただき
たいと思うのであります。

それはあとで一つお聞きしますが、
次に疑義のあることは、いろいろ疑義
があるのですが、この三十四条の三項
に「文部省設置法の一部を次のように
改正する。第十六条中「国立学校設置
法」の下に「及び国立工業教員養成所

の設置等に関する臨時措置法」を加え
る。」と書いてある。十六条を見ますと
「国立の学校については、国立学校設置
法の定めるところによる。」学校として
この十六条に挿入されるようにこの原
案はできておられますけれども、この前
の文部委員会においては学校でないとい
う答えになっておる。学校教育法によ
る、さらに八十何条ですか、各種学
校でもございませんとおっしゃるじや
ないですか。そうしてこの法案の附則
の3によれば国立の学校についてはこ
れこれとなる。あなたの方の答弁は矛盾
だらけである。そういう点についても
法律的に疑義がある。いかがですか。

○木田説明員 ただいま御指摘の点
は、国立工業教員養成所の設置等に関
する臨時措置法におきまして国立工
業教員養成所は三条の二項に掲げてご
ざいますように国立大学に附置される
もの、こういう立て方になっておるの
でございます。従いましてそれは広い
意味におきまして国立大学に附置され
る一環の教育の機関でございすから、
文部省設置法の十六條の国立の学
校につきましましては、国立学校設置法
のほかにこういう工業教員養成所の設置
等に関する臨時措置法によって附置さ
れた機関があるということを示したも
のでございまして、国立の学校にあり
ます他のいろいろな附置機関につきま
しては国立学校設置法自体に書いてあ
るところでございす。従いましてこ
の学校は御指摘のように学校教育法一
条の学校でございませぬけれども、
国立の大学に附置される一つの機関で
あるというところから、十六条にこの
法律の規定をあわせて書きまして、国

立の大学は国立学校設置法による学校
あるいは国立学校設置法によりますと
ころの附置機関のほかに国立工業教員
養成所の設置等に関する臨時措置法に
よって附置された国立工業教員養成所
があるということ、文部省設置法の
規定の中に示したものでございす。

○山中(喜)委員 その答弁を聞くとま
すます矛盾を感じるのですが、それな
らば先般の国立学校設置法の一部改正
の中に四年制の大学以外に短期大学に
も付属の教育機関を置くことができる
という規定があるのであって、その一
部改正に基づいてこの教員養成所設置
を別表に出せばいい。それをそうでな
しにこういう特別のいわゆる養成所を
作って、この条文を全部見ましてもこ
れは一つの独立の教育機関としての態
勢をとってきているのです。そういう
意味において法的には非常に問題があ
る。そういう点を含めて私はまださう
いふ疑義がたたくさああるが、一応私は
この質疑は保留をいたします。保留を
して休憩をして理事会を開いて、そう
してこの取扱についてもう一度理事
会において審議をしていただきたい。

そういう意味において基本的にこの法
案について疑義があるので、免許状の
関係からいってもあるいは憲法上の論
議もありまして、このままではまた科
学技術教育の振興のためにならないと
いう政策上の本質的な疑義もありま
すから、私は保留をして、そうして一応
休憩をしていただきます。

○坂田委員長代理 暫時休憩し、直ち
に理事会を開きます。

午後零時三十七分休憩

午後二時四十四分開議
○濱野委員長 休憩前に引き続き、会
議を開きます。

学校教育に関する件について調査を
進めます。
質疑の通告がありますから、これを
許します。三木君。

○三木(喜)委員 教育のあり方につき
ましてわれわれかねてから心配な点が
三つございす。
その一つは、今次の政府の所得倍増
計画によるところの科学技術の振興と
いう問題に関連して、最も科学技術を
高揚し科学教育を振興するのには、そ
の人の心は科学教育のあり方が問題
であります。そのなかからいいますと、科
学技術等々の要請から文部省がそれ
に動かされて、そしてにわか作りの技術
者を作るといふ。このことが将来わが
国の科学教育に非常な影響を及ぼす
というふうな心配を持っておるわけで
ございす。しかしながら先般の文部省
の説明の中で、十七万と七万の技術者
の不足、この差が問題になりまして、
わが党の委員の方からもその追及が
あったわけでございす。ここに文部
省としてはやはり単なる産業界の要請
からそうしたにわか作りの技術者を作
るということだけに動かされてい
ない点もありまして、そうした点は先般の
委員会でも心配な点が若干なくなつて
おるわけでございす。が、依然として工
業教員の臨時養成の問題をめぐってそ
の心配は大きく日本の教育の分野に
ある。

もうあと二つの問題は、私たちはか
ねがね現場においても、またこうして
国会の場に出てきまして、大臣から
やはり直接このことに対するお考え

を、ほんとうに教育を憂える者の立場
から一つ御答弁をいただきたい、こう
いう切なる要望を持ちまして、本日、
愛媛県内部に起こっておるところの
教育上のゆゆしい問題につきまして、
大臣の所信を一つたしたい、こう思
うわけでございす。

その一つは、この内容につきまして
は、すでに愛媛県ではあの勤務評定以
来現場には非常に混乱が起こりました
ので、文部省あるいは大臣としても、
このことは知られないというはずはな
いと思うのです。なお現地の愛媛教員
組合としては、この愛媛県に起こりま
した女教員の講習会の問題を取り上げ
まして、臨時大会を開いてそのこと
に対するところの反動性についてお
りまして、このことも文部省としては御
存じのほうであろうと思ひますけれど
も、やはり若干皆さん方の御理解を得
たいために、その説明を付しつつこの
ことの質問をさせていただきます、こ
う思うわけでございす。一つよろし
くお願いいたします。

事案は、昭和三十六年の一月七日、
八日におきまして、愛媛県の県教育委
員会、宇和島教育事務所、宇和島市教
育委員会、北宇和郡地教委連絡協議
会、南宇和郡地教委連絡協議会、これ
らの主催によって、管内の中堅女子教
員の資質の向上をはかるということ
で、講習会を開いたわけでござい
す。それは一月の七日、八日の二日間
にわたって北宇和郡吉田町の玉津公民
館で開いております。その講師として
見えておるのは、愛媛県教育委員会
の教育長、大西忠、出石寺信徒総代の
菊池正行、大耕舎主、大山澄太氏の三
人で、助言者として県教委の宇和島教

うのです。しかしながら県の教育委員会がそのことを指導しておるといふことがわれわれとしては問題だと思つておるわけなんです。内容については、これはいづれお互いに調査しなければ、われわれが申し上げても、一方的な考え方だといふ工合にとられるだらうと思つたので、今申し上げましたように、そういうことが、県の教育委員会として、あるいはまた憲法ないしは教育基本法がゆがめられておるといふ形においてなされておるときには、大臣としてどう考えるのかといふことを聞いておるわけでありませう。

○荒木国務大臣 先ほど申し上げました通りで、それ以上申し上げることはどうかと思つておる。いづれにせよ、左翼であれ、右翼であれ、一方に偏したようなことを教育の場でやらざるを得ないようなことを講習したとするならば、適切でないと思つておるけれども、あくまでもそれは仮定の上に立つたことでありまして、お示しの具体的な愛媛県の課題としては、ちよつと今かれこれ申し上げる段階ではなからうと思つておる。

○三木(喜)委員 今私の調べたところを申し上げたのですが、それは仮定の上に立つたといふことを大臣は申されておるわけなんです。しかしながら、これは共同調査によつてもやらなければ大臣はその点は納得がいかない、こつち言われるわけなんです。その点一つお聞かせ願ひたい。

○荒木国務大臣 共同調査などといふことを念頭に置いて申し上げておるのじやございませんで、御指摘の講習会といふものがほんとうにどうであつたかを、われわれ自体としても責任を持って知る必要があるかと思つておる。そういう意味においては、まだ十分な報告もございませんですよ、私どもの方では明確にはつかないといふ存じておる。

○三木(喜)委員 その明確につかむ方法は、どういふ工合にしてつかまれますか。

○荒木国務大臣 まず第一には、県からの正確な報告を待つといふことであると思つておる。さらにまた、必要ならば現地に調査に行くといふこともあり得ると思つておる。

○三木(喜)委員 今の内務局長のお話では、調査員を派遣して、二日にわたつて調査して、文部省としてそういう手配をしておるといふことなんです。その調査員をこゝへ呼んでいただくわけにいきませんか。そうでなかつたら、それは一方的な話だといふことになりまして、これはわれわれとして、最初にも申し上げましたように、いづれにしても、正しい教育を進める上に大事だといふ観点に立つて冒頭三点について申し上げましたのですから、呼んでいただくまで、私の方から申し上げ、その調査された方からも言われた上を話を進めていかなければ、仮定の上に立つておるといふような話では、これは話にならないと思つておる。そのことを一つ要請いたしたいと思つておる。

○内藤政府委員 愛媛県の教育事情の視察に文部省から係官を派遣いたしましたが、特にこの問題についてだけではございませんで、この問題について、先ほど大臣からお答え申しましたように、詳細な調査はいたしておりませんが、県の教育委員会に聞きましたところ、県の教育委員会としては大したことはなないといふことで、具体的な事項をお示しいただきますれば、さらにその点について調査を進めたいと思つておる。

○三木(喜)委員 それでは申し上げます。そちらの方で調査なさつておれば、時間を節約する意味において、私の方からとやかく申し上げるのは省略しようと思つておつたわけなんです。ございませんで、しかしながら、おわかりにならぬ点がございませんで、時間をいただきますまして、その点を申し上げたいと思つておる。

まず、「古典について」はこのように書いてあります。「これは安政三年にお書きになったものでありますから今よりざつと百年も前のものであります。」「外国のいろいろの説に対してこれを批判する力はどこから出てくるか。日本にはこれを批判するだけのものがあつてあつたか、ないであつたかこれといふほどの思想は日本にはないのじやないか、かういふ疑問はしばしば人のいふ所です。ところが外国の思想に對抗するのみならず之を明快に批評し得るところの思想内容が我々の先哲が明白に教へられておるところであります。」「かういふ書き出しで、日本書紀、万葉集、そして古事記、そして古語拾遺、あるいは神皇正統記とか、そのおもな作品の「内容を熟読玩味されま

す」といふところに我々の精神をみがき、感奮興起せしめるもの、そして目の前にある幾つもの困難な問題を一刀兩断に批判し得る所のものは正に幕末先哲の遺文であらうと思ひます。そして

藤田東湖とか、橋本景岳とか、いろいろなことが書いてあります。それから飛ばしまして、「かういふことはひとり我國に於てなお稀であるばかりでなく、外国の歴史をみてこれだけの秀れた学者が東西一時鬱然として興りそれが全部一つの目的に向つて協力し、そして全部血を以てその責任をとられたといふが如きは世界に類例がない所でありませう。それから「これはどのすばらしい学者が前後相繼いで倒れられたといふこと、そして倒れても恐れることなくその後をつがれたといふこと、これは真に国史の壯観であります。そしてその力によつて明治維新の大業が遂に成るのであります。」「また「明治維新の出来事」は、百姓一揆の結果できたものではありませんで、さういふことがずつと書いてあります。」「松村塾の記」は文章はわりに短いものでありますが、明治維新がいかなる精神によつて指導されたかといふことは之を拝見しますれば明瞭であります。」「これが第一です。第二に「君臣の義」について、しかしまだ華夷の弁の方は今日何とか話をすれば判らるうと思ひます。君臣の義に至りましては、今日実に荒謬たるものと言はなければならぬ。」「ずつと飛ばしまして「つまり尊卑きものが何であるか。おそれるべきものが何であるかといふことが判らなくなつておる。さういふ国家といふものが一体どこにありませう。」「ずつと飛ばしまして「今日の日本の最も大きな問題は蓋しこの国内が二分されて混乱していることであらうございませう。ドイツの如くに東独と西独に分れておるのではなくして、不幸にして同じ国土の中に二つのものが並存しておるのであります。

政府も二つあるといつてよい一つは正しい政府でありませう一つは総評であります。文部省が二つあるのです。一つは正しい文部省であり一つは自ら文部省を廃止して之にとつて代つて天下の文教に号令しようといふ日教組なのです。この恐るべき状態に之が問題になるのであります。これ正に日本の最も重大なる而して恐らく之は下手をすれば致命傷になる。いやもう致命的な損害を受けておる問題であります。」「かういふことが言われておるわけでありませう。そして結語をいたしまして「願はくは「松村塾の記」の如き古典は皆さん毎朝これを讀まれてよろし日曜毎におよみになる事がつらければ私共の力はさういふ所から初めて出てくるのであります。讀んで讀んで讀みぬいて初めてそれは自分の魂にしみわたつてくるのであります。すうらりと讀んでそれで讀みおはつたといふ答のものではございませんで、日本の道を何によつて知るか。かういふものを熟読玩味することが何よりの近道です。」「かういふことがずつと書いてあるわけでありませう。これについてどういふようにお考えになつておられますか。

○荒木国務大臣 問題は講習を受けられた方がどう感じたかといふことだらうと思つておるが、私個人としてどう思ふかとおつしやるならば、もつともな点もあるし変な点もあるといふことではございませんで、東西の文獻といえどもまさにそうだと思つておる。政治的にあるいは教育の場についてこれを言ひますならば、ものさしは憲法であり、教育基本法であり、もろもろの國

権の最高機関の決定によります制度である、そののみがものさしであると思ひます。思想そのものについては、これがいいの悪いのというのを申し上げる資格は私はないと思ひますが、今お読み上げになりましたことで申し上げれば、当初申し上りた通りの感想を抱く程度であります。

○三木(喜)委員 今の大臣の御答弁を承って、私は非常に遺憾に思ふのでございます。私はだてや体裁でこの問題を文教委員会に出したわけではございません。ただ申し上げたいのは、大臣としてこうした文教行政が行なわれておることを、講習者がどう思うかによつて物事がまると言われる——もちろんそうであるかもしれませんが、私も、最初のお答えでは、偏向教育をやつておるという事はいずれにしろよくないという意見を聞いたのです。が、私はやはり大臣としてここに姿勢を正していただいて、このことに對するところの明快な御答弁がいたしたい。偏向する教育行政の立場から一つ言つていただきたいと思います。

○荒木国務大臣 教育の中立を守る、偏向教育をしていけないというのは児童生徒に対する関係においてそうだろうと思ひます。その意味ならば学校の先生が教壇に立つてどう教えておるかという問題であつて、その先生が講習会で何を聞いたかによつてそれが偏向教育に当然つながるといふことじやなかろうと思ひます。悪いことは悪いことを正す材料になりましようし、いいことを聞けば、いいことをさらに自分も推し進めたいという気持ちになりましようし、その教材というテキストがどう

ういうものであるかだけでもつて、その講習会がいけないのだといふことはいきなりは言ひ得ないかと思ひます。先ほど申し上げましたように全貌を知り、ことに講習を受けた方々がどういう気持ちで受けられたかといふことにかかると思ひます。

○三木(喜)委員 私の方から申し上げておるのは、偏向教育でなくして、偏向しておるところの教育行政という工合に申し上げておるのですが、教育の面では、そのこと自体と子供にどう響くか響かないかといふことはその人の受けた受け方によらうと思ひます。教育行政の立場からお聞きしておるわけなんです、にわかにはそのことについては裁断を下し得ない、こういうお考えなんです。

○荒木国務大臣 私が申し上げておりますのは、都道府県が教職員に對して講習会等の機会を作つて、教職員としての教養をさらに積んでいくといふ場を与えるという行政上の責任を持つてゐると思ひます。その意味において講習会が行なわれたと思ふのであります。が、その場合にいかなる講師を選んでは講習会をやるかといふことは、当該都道府県の教育担当者の責任においてやることでございますから、今の憲法、今の教育基本法、学校教育法等もろもろの関連の法律制度のもとに偏向するがごとき教育行政を行なわんと欲してやるはずがない、これは初めからそう信用してかかるほかになからうと思ひます。あとは具体問題としてどうだといふことですが、これは当初申し上げましたように、真相そのまゝを知らないで輕率に批判を下すべきじやなかろう、こう思ひますので、お答え

したわけでありませう。

○山中(喜)委員 三木委員の質問に關連して大臣にお聞きしますが、この問題の核心は、民間の組合とか団体の講習会であるに、県の教育委員会主催の講習会であるといふことに問題の中心があつて、そこでそれを前提として質問を申し上げておると思ふのであります。文部大臣は県教育委員会あるいは市町村教育委員会に助言、指導する権限と責任があることが明記されておるわけでありませう。それから教育長の任免についても承認をして、その任免に對しても左右することができるとなつておられます。そこで文部大臣が前の委員会の私の質問に對しても、当然憲法と教育基本法に基づいて文教政策を遂行するのだ、ほかに他意はない、こ

ういふふうには明言をされておるわけなんです、が、そういう制度上の立場からいひまして、君臣の義とかそういうふうなものを中心とする思想を持った者ばかりを講師に選び、そして憲法第一条にある主権は國民に存するといふ現代の民主的なものに対する理念といふものから完全に逸脱するような思想を持った者で全部埋められておる。委員会の主権において講習会が行なわれておる。そうするときには、文部大臣は助言、指導の責任から、それは現在の憲法と教育基本法に相反する講習会であつて、教員の再教育の講習会としてこれは不適当であるから、そういうものはやるべきでないといふことを通牒をもつてお示しになるということ、が、今までの大臣の言動からいって、当然出てくるはずである。事実であるかいな

か、まだ明らかでないといふのですから、愛媛県の場合は別にして、委員会主催の講習会の講師全部が、いわゆる現在の國民主権の上に立つた憲法の思想を非難をし、そして講習の内容がまたいわゆる君臣の義といふような言葉を中核とする思想の上に立つて、現在の憲法を破壊するような講義をしておる。受け取り方はどうあるが、主催する立場に立つ講習会の内容がさうである場合には、それを中止すべきである、注意すべきであるといふ通牒を出すのが、私は大臣の責任だと思ひますが、その点はいかがですか。

○荒木国務大臣 山中さんの御質問に對しまして、先日おっしゃつたようにお答えしたことを承知しております。今でもそう思ひます。そこで、そのものさしではかつてみて、適當でないといふことに對しての指導、助言の責任があることも承知いたします。しかしその課題それ自体が、一応概観は承りましたけれども、はたしてどうであつたかといふことは、責任を持つて講習会を開催した側からも責任のある報告の結果に基づかなければ、あらかじめ批判めいたことは申し上げべきではなからうといふことを申し上げておるのであります。

○山中(喜)委員 大臣の御答弁その通りです。そこで愛媛の具体的な問題がどうだといふのではなしに、今私が申し上げたように、いわゆる國民主権という理念の上に立つておる現在の國家思想のもとにおける教育委員会主催の講習会の中で、いわゆる國民主権を否定をして、君主主権という思想を中核とした講習をしてゐる場合に、事実愛媛と關

係なしに、そういう講習会がある場合については、大臣としてはそれは不適当である、そういう講習会はやめろといふ通牒をお出しになるのが責任だと思ふのですが、お出しになりますか、はつきりして下さい。

○荒木国務大臣 仮定のお話です。から、お答えしない方がいいかと思ひますけれども、現在の憲法を曲解し、理解しないで、今の憲法のもとにおいて、今あなたがおっしゃつたようなことがほんとうだといふことを、講師たる者が言うならば、その講師がちとばかではないか。だから、そういうばかな講師は取りかえたらどうだろうといふことは、これは言うこともあり得るかと思ひます。あくまでも今の憲法がある限りは今の憲法、今の教育基本法がある限りは今の教育基本法は、まさしく生きてゐる厳然たるものでござい

ますから、これをものさしとして判断して、私どものなすべき責めを果たさねばならないと申し上げた考え方には、いささかも変更はございせん。そのものさしに従つて、今後処置したいと思ひます。

○三木(喜)委員 この際、教育基本法とか憲法といふことをおっしゃいます。が、私は、しばしば、文部大臣の教育基本法は変えなければならぬ、これは日本の本質的なものがないといふようなことを、談話として見たと思ひます。それについて、大臣としては、こ

うした愛國心あるいは君臣の道といふことを書いておるところについて、これがよい、こ

うお思ひになつておるの

でございませうか。その教育基本法についての大

臣のお考え、

その変えな

ければなら

ないと思ひ

ます。それ

ばならないというお考えを一つ聞かしていただきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 講師が君臣の道ということを言つたということは、昔はそういうことがあつた、今はそうでないということだと言つたのだらうと思ふ。ばかでない限りはそうだらうと思ふのですが、それはそれといたしまして、教育基本法なり、憲法についてまでも、もつと日本人の自主的な判断のもとに、國民みずからのものとしたいという一つの課題であるということをお願いして、今でもそう思つております。

現に国会を通過した法律に従つて憲法調査会が成立し、現に委員が選ばれて数年がかりで検討を加えております。改正すべきか、改訂すべしとするならばどういふ点だらうということでも調査検討を続けておる。これはしよせん憲法というものが占領中にいわば与えられたものである。これは厳然たる事実である。しかしそれが現に生きておる以上は、憲法として厳然にこれを順守していかねばならぬことは、むろん当然でございすが、教育基本法もまたその成立の経過等に顧みまして、これは憲法と違つて、GHQ側から英語で書いた要綱を示されて、それに基つてやつたのではないといふことは、私も承知いたします。当時の教育に關心を持たれる権威者の方々が集まつて、教育勅語がなくなつたあと大穴があいたままではないかどうかといふ事柄だらうと思ひますが、教育の基本的な目ざすところをきちんときめ

れ、今日に至つておることは、まさしく疑う余地はございせん。ですけれども、私が申し上げたいことは、占領中であつて、無条件降伏であつた。日本人の意思は、国会を通じて、正しく当然の國民的結論が国会の意思として、GHQにオーケーを出された範囲では、通りましたけれども、オーケーを出されなかつたものはやみからやみに葬られて、いわば弾圧せられて、意思を遂行しないままに国会というものは運営されておつた。そういう状況下において、一言半句にてをはの末に至るまで原案を修正することができなかつた。意見はいろいろあつたと承知いたしますが、そういうお立ちの記を持つた教育基本法、書かれておること

それ自体一々読んでみて、どがどうといふことを私自身は今申し上げる材料もございせんけれども、少なくとも國民の意思が完全に透徹して制定されたものでないことだけは確かである。そうであるならば、独立回復後も十年であるならば、憲法と同様の趣旨において、衆知を集めて日本人みずからものにするという再確認の機会があつてもよろしいのじやなからうか。しかしそれが國民の総意によつて自主的に検討され、このままでよろしいとなるかもしれない、あるいはある程度これを修正する、もしくは補足するといふこともあるかもしれない。それはそれといたしまして、そういう機会が訪れるまでは、教育基本法はあくまでも教育基本法として厳然なものとして守つていくといふことが、法治主義のもとにおけるわれわれの心がまえであることは、これは当然でございすが、憲法の立法論的な立場でものをいう、

教育基本法その他の法律の立法論をいへば、それ自身を輕視しておるかのごとくよく言う人がありますが、そういう見解が私は間違つておる、あくまでも憲法はもちろんのこと、もろもろの法律がある限りは、不満があろうとも、正規のものとして完全にこれに従う、これが法治主義の建前だと思ひます。共産党以外の人にはみな私と同感だらうと思つておる次第であります。

○野原(勲)委員 閣下、非常に重大な発言をなさつたと思ひます。私はここで大臣にはつきり確認しておきたい。それは現在の教育基本法というものが國民の総意によつてできたものではないか。あなたはそういふことを申されたかどうか。今そういうことを申されたのですけれども、これは大事な点です。から、日本の文部大臣として今日の教育基本法は國民の総意でできたものではないのだ、悪法も法であるから、しようがないから守るのだ、そういうお考えで、あなたは文部大臣に就任されておられるのかどうか、これを私ははつきり確かめておきたいと思ひます。いかがですか。

○荒木国務大臣 今私が申し上げましたことは、さっきのことと尽きておると思ひますけれども、憲法であれ教育基本法であれ厳然として存在してあります。國民が従わねばならぬものとして存在してある。このことについてはいまだしも一点の疑いもなからうと思ひます。私もかねがねそう思ひ、文部大臣に就任して以来もその國民的常識は一つも変わつておりません。今でもさように思つておりますことは先刻申し上げた通りであります。

○野原(勲)委員 私の質問にお答え願

いた。存在しておるといふ事実は、それはあなたがおっしゃるまでもなく存在はしてあります。しかし、この憲法と教育基本法というものは國民の総意によつてできたものではないのだ、この確信はつきり承つておきたいのであります。

○荒木国務大臣 國權のと申しますか、日本統治の最高の權限と責任はGHQにあつたと思ひます。そのいわば占領政策の下附け機關的な存在として日本の国会、政府というものが作られて、外見上は少なくとも独立國の國會であるがごとく、獨立國の政府であるがごとくGHQがこれを運営していたことも事実だと思ひます。

それは無条件降伏のもとに保証占領の時期において誕生したものであります。ですからすでに御承知の通り憲法審議の過程におきましても、教育基本法の審議の過程におきましても、もろもろのその後の占領中に制定された法律等につきましても、原案作成のときからGHQのあらかじめのアドバイスも受けておられた。提案されたものも審議過程における原案の修正につきましても、修正動議を出す以前にGHQに行つてその修正の趣旨を訴へ、アプルバルをもらつたら、初めてあたかもそういう案屋裏のこと

はなかつたがごとく、休憩前に引き続き委員会等が開かれて、アプルバルの範囲内においての修正ができた。これがあの当時の國會を通じて憲法を初め審議されました実態であります。日本人にあらざる占領軍の意思の決定するところに従つて、承認を得られないものは――日本人の國會としては、日

本人の意思を代表しておられたことには間違ひないのですが、その日本人の意思が暢達できなかったといふことも事實である。その意味において、完全に自主的な立場における日本人の總意が完全に盛り込まれたとはいひ得ないといふことを申し上げて、必ずしも總意によつたものではない。言うとすれば、そういう意味で申し上げたつもりでございすが。

○野原(勲)委員 それで大体はつきりしたわけですか。あなたに言わせれば、日本國憲法も教育基本法も、これは占領軍が作ったもので、國民の總意によつてできたものではない。それはその成立の経過等から詳しく御説明があつたわけですか。

そこでこういう憲法や教育基本法といふものは存在しておりますから、やむを得ずこれに従つていかなければならぬ、やはりある限りは従つていかなければならぬ、こういうこともあなたは仰せられておるわけでありま

す。だから、そういう言葉の裏には、憲法や教育基本法には非常に問題点がある。こういうことであらうかと思ひますが、きょうの三木委員の質問は、実は必ずしもそこへ焦点が合はなかつたものと存じませんから、私は関連質問でありますからこれでやめますけれども、もう一点お伺ひしておきたいと思ひます。それは悪法も法なり。悪法も法として存在する限り守らなければならぬのだ、こういう氣持で日本國憲法と教育基本法を考えておられるのか。そういう言葉があつたのです。あなたのそのお言葉の中に、そういう氣持で憲法と教育基本法を考えておられるとすれ

ば、これは大へんなことだろうと私は思うのです。そういうような文部大臣のもとで私も文教問題を審議することすら大へんなことだろうと思うのです。私はこの問題は徹底的に究明しなければならぬ重大問題だと思ひます。あなたは憲法と教育基本法に非常に大きな疑念を持っていらつしやる。その点についてもう一度確かめておきたいと思うのです、後日の論議の参考のために。

○荒木国務大臣 私は今の憲法が目ざすところの平和主義、国際協調主義、民主主義、このことに一点の疑いも持ちません。さつきも申しましたように、日本人の総意が自由に表達される場ではないときにできたことが事実であるとするならば、独立を回復して十年、おのずから日本人の気持も落ちついてきたし、国会の場もだれも制約を加えることのできない文字通りの國権の最高機関である実体を示しておるといふときに、もう一ぺんこれを検討する機会があつていいのじやなからうか。教育基本法といえども、いつも申しますように、書いてある事柄それ自体は私は不満は持たない。もっと權威者から自由の立場で國民にかつて検討してもらふならば、日本人の意思が教育基本法に盛られ得なかつたものがかりにありとするならば、今日それが暢達せられて、よりよきものになるであらう。こういうことは私のみならず一般に國民としては期待しておるところではなからうか。そういう意味においての再検討課題と申し上げるのであります。

したことはいまだかつて一度もありませんでした。ただ、悪法は法にあらずと一、二度引例したことはございしますが、それは特に共産党の系統の人々が、何かといへば悪法は法にあらず、自分たちの立場に立つて法律制度を見た場合、よろしくないかと思ふことは従ふ必要はないかといふとき、民主主義下には許されないへ理屈をこねつて現行に行動しつゝある向きもあるようですか、そういうことではないかと思ふのであつて、かりにそういう立場で悪法なりと思つても、なおかつそれが悪法と思われぬように改正されるまでは法的効力は認めてかかるのが民主主義下の当然のおきてでなければならぬといふ意味合いにおいて引用したことはございします。憲法、教育基本法それ自体悪法であるなどと言つた覚えはいまだかつてない。自分の念頭にないことですから……。

○野原(彌)委員 そこで、もう一点だけお尋ねしておきたいと思うのですが、それは君臣の義といふことで、三木委員から出されておるのです。この君臣の義といふものを教育の中心、中核に置くといふことは、今日の憲法と教育基本法にはつきり違反するのではなからうか。あなたの方は先生が子供に教える場合は教育の偏向だと言ひまされども、子供に教える先生の講習会で、そういうようなことを教育委員会という国の公の機関がこの詰め込みをやる、押しつけをやる。押しつけをやらないと言つても、そういうことを講習会の中心テーマにするといふことは、今日の憲法と教育基本法は禁じておるはずでございします。これはどうお考えですか。

○荒木国務大臣 吉田松陰先生が君臣の義を説かれたことが書いてあることを中心に話が進んだから、そういう用語があつたのではなからうかと想像するわけですが、さつきも申し上げましたように、昔ながらの君臣の義といふもの、上と臣下という政治体制が今の憲法下にもあるのだ、だからそういうつもりで教えないよ、などとばかげたことを言う人は今はないと思ひますけれども、かりにそんなふうな意味のことを言つたとすれば、それは講師がばかだといふことだけであつて、そういう人間を選んだのが適切でなかつたといふことでございしましう。いずれにしても真相を把握してからでなければ責任ある批判的な言葉は申し上げない方が適切であらうと思ひます。

○野原(彌)委員 これは三木委員の質問があらうと思ひますのでこれでやめますが、大臣にもう一度お聞きしたい。そういうばか講義をやるばかな教育委員会が日本にある。私どもの調査ではそういうことが出ておるし、三木委員がこれを指摘している。あなたの答弁では、はつきりしない、はつきりしないと言われるが、これだけのものを社会党から提出されておるわけではございしますから、責任のある調査を何日までにとりやうのか。——私どもはこれは非常に重要に考えておりますから、そういう調査事項といふものはこの文教委員会に報告書を出していただくたいのです。憲法と教育基本法に違反したような講習が教員に押しつけられておるといふようなことは、許したいことなんですよ。憲法違反です。それを教育委員会がやっておる、大西という教育長が先頭に立つてやっておるといふことになれば、大へんなことなんです。大臣は今、指導助言の責任があることは知つておると言われた。そういう点からも、直ちに責任者を現地に派遣して調査するなり適當な方法をとつて、この文教委員会に文書をもつてその調査した報告を出してもいい。この点について大臣のお考えを聞いておきます。

○高津委員 関連して、今三木委員から報告のあつたように、菊池講師が松下村塾記をテキストとして、その中には忠孝、君臣の義といふようなことがずつと書き並べられておるのでありますが、そのテキストを推奨して、女教師に対して、教師たる者はこれを毎日読め、それができなければ毎日曜に読め、そして荒木文相の言われる日本のなまのといふか、日本精神を学びとれといふように教えたといふことは明らかであつて、参議院の人も衆議院のこの委員会におられる三木委員も、ともにやつて調査して証拠をつかんで帰つておられるのであります。だから、文部大臣のお答えを聞けば、松下村塾記には君臣の義といふことがあるかもしれぬと言われるが、講師が講習会に集まつた女教師に言つた言葉は、この中に日本精神があり、日本的なものがある、これを朝な夕な読め、こういつてたき込んだ、詰め込んだと思ふのです。それにそこが大きい問題だと思ふのかどうか。そのことだけは確かなのであります。これは調査しないでも、文部大臣として公正要なことである

だからこれを変えなければならぬとおっしゃったことについて、それは今のお話では、そうした情勢が動くならば変える、動かなければ変えないとおっしゃいましたが、日本の教育基本法は日本のないから、日本のものにしなればならないとおっしゃったことは、今もお大臣はそう思っておられるかどうかというのを私は聞きたいわけなんです。これが一つ。ですから、最初に言われました基本法は占領下においてなされたからして、われわれの意思は十分言えなかったのだ、言うなればアメリカの圧力で基本法ができたのだというふうにはわれわれは解釈していかうかというのを最初にお聞きし、なお、君臣の義とか日本的なものが必要である——今は、必要でない、そういうことは旧憲法だとおっしゃったのですが、そうした日本的なものがあるかという考えが依然としてあるかどうか、この二つの点についてお答え願いたいと思います。

○荒木国務大臣 君臣の義などということをもまたもとに返さなければ日本的じゃないのだと思つたことはあります。そういう意味でいまだかつて申し上げたことはいない。教育基本法が日本人のものでないような気がするというのは、先刻申し上げた通りでありまして、憲法は英語で書いた基本法が与えられてそれを中心に作られていったようですが、教育基本法は、日本人みずからが案を立てて、枢密院の諮詢を経て、国会の議を経て法律になったという形式はまさしく整えておりますけれども、刷新委員会のメンバーの方々すらも、いろいろと意見はあったようですが、そのことはとてもアブルーバ

ルがもらえまいということでは遠慮なさったと聞いておる。国会の場においてもいろいろな御議論があったように聞いております。社会党からも当時数項目にわたって相当御意見が陳示されたこと承知いたしますが、それも国会の場において意見を陳示したにとどまらぬので、お堀ばたにアブルーバも見る見があるがゆえに、せつかく貴重な意見があったことと事実であります。だとすれば、先刻も申し上げました意味合いにおいて、日本人が自主的に再検討を加えたならば、よりよきものになりはしないだろうか。あるいは検討を加えた結果今までの通りで一向かまわぬというふうになるかもしれない。それはしかしあくまでもその道の権威者によつて検討された結果を待たなければならぬこととあります。しかしそれ以前でも、先刻来一切ならず申し上げました成立の過程あるいはその当時の環境に顧みて、検討すべき課題であらう、かように今でも思つております。

○三木(喜)委員 そういってお答えをいただくのだったら、二度三度重複をしたことになるわけなんです。私の言いたいのは、大臣がかつて日本的なものにしなければならぬとおっしゃったから、教育基本法の中にどこかそんな個所があるのかということをお願いいたします。ここをこう変えなければならぬというのを感じられて言われたのか、ただかつてそういう委員会の方々がこうだったという話を聞いて、そのことを受け売りに言われておるのかというのを判別したかったのですが、どうやら後者の方に解釈しているですね。そして、アメリカから強圧的にこれをやられておるから、あるいはものが言えなかったから、教育基本法は万全のものではないというお考えを今持っておられる、そして、その内容は別にいいけれども、ただそうした人々が言っておるから変えなければならぬところがあるかもしれない、こういうふうにお考えになっておるとしていいのです。

○荒木国務大臣 その通りであります。○三木(喜)委員 それはそのくらいにしておきまして、次に、いろいろ皇國の道を生かしたと申し上げて、この問題に移りたいと思つておる。これはこういうことが最後に言つてありますので、そういうことがあつたかなかつたかわからないというふうなことでなくて、一つはつきりとしたことを認識していただきたいと思つておる。それは講習会に行った人に対して、菊池講師からプリントが送られておるのではありません。その中にはつきりと、皇國護持のために皆さんががんばつて下さいということが書いてあるわけなんです。それを今、今そういうことがあつたかわからないというふうなことであれば片づけられないと思つておる。その点を一つ読んでみたいと思つておる。時間をとつて与党の方も非常にお気の毒でありますけれども、将来それも一つの調査の対象になるかと思つておる。一つ聞いていただきたいと思つておる。

研修会参加者への挨拶状
拝啓 お寒い時に玉津ではさぞお疲れの事であつたと思ひます。
私が先生に教へられた「松下村塾の記」を誦読しまして、古典の事や

其他少々あとで話そうと思つてはぶきましたところが御承知のやうに其の機会がなくて遂にお別れしました。

それでここにまづい騰写別紙を送りますからあなたの生徒やお子様やお友達に御利用下さらばありがたいことで御座います。もしもあなたの学校で二つになつておられるならば、あなたのやさしいお心持を通して一つになつて貰うやう具体化して下さいませんか。

明治維新の先哲は剣で切り結んで血を流してまで正道に進まれましたが、今日は話し合ひでやはらくねばりよくゆけば女の方々のほうが武骨な男子よりもかへつて強い力が出るのではありますまいか。くどいやうであります終戦後澎湃として頭をもたげてきたデモクラシーといひ民主的といひ、この言葉は吾等の上に被ひ覆さつてきました。されど静かに眼を閉じて吾國の歴史を見直して見るがよい。此時天よりの声をきく。而も力強く響いて来る。その来るものは何か「デモクラシー」を解して、高圧的でなくて懇談的に、独断専行の強制でなくて人々の理解と協力を求めてゆくあたりのやはらかな優雅温和の態度と規定するのであればこれに反対する理由はない。しかしもしも人々が思ひ上つて自ら同の主権者の地位を獲得したかのやうに妄想し天皇との關係が昨日までとは逆転したかのやうに考へるならばそれは笑うべき滑稽というよりはむしろ憫むべき悲劇であらう」と。更に又「この國が天皇を中心として組織せられ團結せられ發展して來つて

二千幾百年の歴史を綴り成した事もまぎれもない事實である」と。他人の甘言にあざむかれ自分の妄想到はされてはなりません。実体を正直に見究める事は學問の第一歩と私は教へられております。

皆さんマスコミに媚び、世論を恐れてはなりません。これも時代の大勢、いたし方のない事で、これに反対しては自分の立場が苦しくなり、場合によつては衣食の道もとざされはしないかと心配してしばしば頭をさげて俗論に従つていこうといふ。そういう卑怯な態度は一日も早く擲たなければなりません。

あなたの周囲を見らるるがよい。遠く七百年の昔建武の中興の際南朝の御為に又近くは明治維新の際天下に魁けて活躍された名藩主を中心に敢闘されたる譽ある祖先をもたれる皆様、どうか皇國護持の御為御勇奮ひたすらお願い申し上げます。以上

昭和三十六年一月十五日 菊池 正行

こうなつております。「皇國護持の御為御勇奮ひたすらお願い申し上げます」と、こういう手紙が行つた以上、これは大臣の言われるやうに、ばかたれ、こういうふうには解釈してよろしいですか。

○荒木国務大臣 それも、私どもの方も正確に把握してから申し上げさせていただきます。

○三木(喜)委員 山中委員の方から話がありましたように、そのときもこのことが事実とするならば、大臣としてはいわゆる教行法の示すところによつて、この承認という問題についてそれまで関係されるお考えはご

ざいますか。

○荒木国務大臣 先刻山中さんにお答えした通りであります。

○山中(吾)委員 関連して。今大臣は私に答えた通りだというのが、いま一度確認したいと思うのですが、そういう教育委員会主催の講習会は、明らかに憲法無視の講習会で、目的が明らかであると思うのですが、これは今後そういうことをやってはならぬという通牒を出すべきであるし、その大西という教育長が次の任期になったときには、私はまた文部大臣に承認を求めたいと思うのですが、承認すべからざる人物だと思ふのですけれども、いかがですか。具体的に解決をするとき、大臣が私にお答え願った答えの内容と、今申されたことと一致いたしますか。

○荒木国務大臣 先刻と同じでございますが、もっと調べてから具体的に申し上げます。その講師を選ばしめたときに、シナリオまで書いて適当でないことを要請したとすれば問題と思いますが、講師が自分自身の考え方をしゃべった結果が、たとえば先刻来お話しのようなことであるとすれば、必ずしも教育委員会それ自体が全責任を負うべき問題でもなからう。いずれにしてもそういう全般の筋道なり内容を正確に知ってでなければ、結論的なことを申し上げることは今としては適当でないのじゃないか、そう思うのでございます。

○山中(吾)委員 ただそういう教師の研修会ですから、そういうときには大体講師というのは地元の人であって、そういう人の思想は明らかであるというのと、大体講義の概要は提出さし

て計画を立てるのが教育委員会の責任であって、そういうことをやらない教育長はわれわれ想像つかないものであります。もちろん大臣の言われるように、それは事実であるかどうかかわからないからというところはその通りでありますけれども、今申し上げた事実がある限りは、教育長は再任を承認すべきではないことは明らかです。もしそうだったならば、そういう人は承認すべきでない人物であるということぐらいいはお答えできるのじゃないですか。

○荒木国務大臣 先刻来申し上げての通り、正確に把握した後に意見を申し上げていただきます。仮定に立つて申し上げることはあまり適切でないようでございます。

○山中(吾)委員 それでは調査をして、そのあとこの国会において御答弁願いたいと思います。

それから関連して御質問申し上げます。その教育行政をやるべきであるという確信のほどをたびたびお示しになっておられるわけですが、それで憲法を正しく理解するということがない限りにおいては、やはり憲法を忠実に守るということにならないのであって、その点について私、大臣は十分に御理解になっていないのじゃないか。善意に解釈をすれば結果は憲法に対して忠実でないという感じがするので、この機会にお聞きたいとおきたいと思うのですが、日教組に対して破防法すれすれの団体であるとか、テキ屋の仲間であるというふうな放言を吐かれてある。これは思いつきの放言であって、あるいは失言であって取り消すべき問題だろうと思うので、本心ではないと思うのです

が、そして一方日教組というのは、これは結社の自由権に基づいて存在するものであるから、その存在についてはかれこれ言わない、こういうふうにお答えになっている。それは憲法の二十一条結社の自由という、その二十一条に基づいた団体であるから、これについてはいかれこれ言わない、そういうお考えなのか、あるいは二十九条ですか二十八条ですかに基づいて勤労者に与えられておる労働権、そういうものに基づいた団体としてお考えになっておるか。その辺を正しく御理解なさるために、私は結局、日教組を軽視するとかいうことの中に、憲法の精神からいって、その判断がされておるのじゃないか、そういうことを考えるので、その点大臣の憲法上の知識をお聞きしたいと思ふ。

○荒木国務大臣 わずかしい試験問題を出されて恐縮であります。私は両方だと思っております。倫理綱領をよく読んでみれば、正しく労働者の団体なりと規定されております。その意味では二十八条だと思ふ。しかし時あつてか政治団体のとき行動もなさいます。その意味においては二十一条の結社の自由の保障のもとに一つの団体として存在しているのじゃないか。両面を持っておられるように思ふ。ですから憲法の条章からいえば、御指摘の両方にまたがっておるのじゃないかと自分としては思っております。

○山中(吾)委員 教師は勤労者の一人であるということのもとに、勤労者の団結する権利、団体交渉、その他の団体行動をする権利を保障するという二十八条に基づいた団体であるというこ

とは今確認されたのでありますが、そうしますと、一方に公務員というふうな特定の身分があるので、現行法上においては、二十八条に基づいた団体であるけれども、現行憲法上においてはある程度の制限がある、制限のある労働組合であるというふうに御解釈なんですか。

○荒木国務大臣 その通りに考えております。

○山中(吾)委員 そうしますと、本来憲法からいいますと、勤労者は、憲法の設定する国会の論議の過程において、公務員であるのかかわらず、すべて二十八条の勤労者に属するということ、憲法論議の過程において明らかには尽くされた問題であります。それを一方に公務員法に基づいて制限をしているところに、忠実なる憲法解釈からいってならば、これは憲法に忠実な法律でない、望ましくない法律であるというふうに私は断言できると思うのです。そういう立場に立つて参りますと、二十八条に基づいた組合に対しては文部大臣としては、しかもそれは教師の団体であるから、できる限り労働組合本来の権利を広く認めていくという立場から、団体交渉にも応ずるし話し合いもする、そういう精神がこの憲法に対する忠実なる立場であらうと思ふ。それを故意に拡大をして、いかにも二十八条でない方向にそれを解釈して、努めて日教組というものに対して輕視をし、無視をする方向は、私は憲法の精神に沿うた文行政の立場でないと思うのですが、それはいかがですか。

○荒木国務大臣 一般に公務員は国民なり住民なりに全般的に奉仕する特殊の存在だと思ふ。特殊の権力関係に立たされておる身分を持つておるのが公務員だと思ふ。その特殊性にかんがみして一般に公務員に対しては二十八条の労働三権というものが制約を受けておる、これは私は当然のことと思ふ。憲法上から申しまして、個人の人權と社会公共の福祉というものを調整することが当然のことになつておるのかんがみしても、公務員なるがゆえにある程度の制限、差別というものはやむを得ること、それが国民全般から見ましたときには妥当である、そういうものじゃないかろうかと思ふ。

○山中(吾)委員 私は妥協とは思わない。その辺は見解の相違でやむを得ないと思うのです。ただ私の申し上げるの、従つて二十八条に基づいた団体である。それを確認をされておるわけですから、二十八条に基づいた団体である限り団体交渉その他の団体行動をする権利を尊重して、できる限り大臣の思想からいってならば、公務員としてのある程度の制限を受けるのは当然だ。その思想は私と違つても、それはあなたの思想ですから。こうでありますが、二十八条に基づいた団体交渉その他の団体行動をする権利を本質とした組合である。二十八条に基づいたその限りにおいてはできる限りその団体との団体交渉に應じ、そして会う機会を持つことが憲法の精神である。そういう公務員関係の法律のできたことに便乗して何ら会々義務もない、会う必要もないというのは、憲法輕視の精神であると思うのです。私すなわちに解釈しているのです。すなわちそのく

の存在だと思ふ。特殊の権力関係に立たされておる身分を持つておるのが公務員だと思ふ。その特殊性にかんがみして一般に公務員に対しては二十八条の労働三権というものが制約を受けておる、これは私は当然のことと思ふ。憲法上から申しまして、個人の人權と社会公共の福祉というものを調整することが当然のことになつておるのかんがみしても、公務員なるがゆえにある程度の制限、差別というものはやむを得ること、それが国民全般から見ましたときには妥当である、そういうものじゃないかろうかと思ふ。

これは全教員の団体ですからね。どうも憲法を尊重して教育行政をやると言うけれども、言行不一致だと思つてのすうかがですか。

○荒木国務大臣 私の上申していることは、憲法の趣旨に沿つて、完全に従つておると存じております。それは先刻も申し上げた通り、ある面においては結社の自由という角度からしか理解できない存在でもあり、またみずから言われるところによれば二十八条の労働者の団体であると考えられる。そこでどっちの面につきましても、日本教職員組合という全国単位の組織、その代表者と団体交渉をするなどということとはどこを押しても出てくるものじやない。日本の教育制度のあり方は御案内のごとく中央集権では適切ではない。地方分権こそが日本の教育の基本線として必要なりというので、この制度ででき上がつております。その当然の結果として教職員の身分を持つておる公務員、特に地方公務員については、その任命権者というか使用者の側に立つものは都道府県市町村の教育委員会と定めてある。従つて労働三権が制約されてはおりますけれども、憲法の趣旨に従つて地方分権の建前の日本におきましては、その交渉の相手方は教育委員会なりと明確に定められておるわけでありまして、その建前はくずすべきではない。むしろ中央における団体交渉というやり方をやるとすれば、法律を変えてからでなければやるべきでない。秩序を乱るものである。秩序を乱れないという意味において、私は消極的なが今の憲法に従つておると存じております。

○山中(吾)委員 大臣はそれは十分調

べられて言つたのか、私は不勉強じやないかと思つたのですが、あとの地方分権という基本的精神から戦後の教育行政組織が構築されたことは明らかならね。それならば、その精神を言ふならば、委員会制度を任命制に変えたり、教育長の承認権を文部大臣が取つてしまつたり、そういうことをしてきておるといふことの中に、一方に最初に出発した厳格なる地方分権制といふものを、文部大臣の権限を拡張することによって中央集権化もしてきておるのである。一方に都合のいいときはそういうことをおつしやつておりますが、制度的には文部大臣が間接的に各地方の教育行政の責任者の任免権を持つておるのです。あるいは財政的な立場からいへば、教育委員会というのに財政権といふものが設定をされて、そしてみずからその財源を獲得する権限を与えておるなら別であるが、そうでなくして、国の負担といふものを前提にして教育責任者の任免権を他を持つておるのでありますから、實質的には、私は制度的に言つても地方分権であるから地方だけといふことは言えないと思ふ。その点はその実施に即して、中央、地方の交渉に應ずるといふことが私は制度上からいへば正しいことではなければならぬと思ふのであります。その点どうであるか。

それから最初の憲法の解釈について、二十一条の結社といふのは、一般のすべての団体に關するいわゆる一般原則で、たとえば経営者なら経営者の団体といふような場合には、特に団体交渉なんといふものを与える必要がない。弱者じやないから。ところが勤労者という、財産もなく自分の労働に

よつて働いておる者については、すべて特別に団体交渉権を与えていかなければ對等の地位につけないといふので、二十八条といふものが特に設定されたのでありますから、そういう意味において日教組、教員組合は二十八条に基づいたものであるといふことは明らかで、同時に、逸脱するやうなところがあるから二十一条にも基づいておるといふ、解釈は憲法上の解釈としてはおかしい解釈じやないか。

○荒木国務大臣 二十一条と二十八条両方と申し上げるのは、倫理綱領からいへば二十一条なんか引き出す必要はないと思ひます。ただ現実の行動から考へますと、二十一条の結社の自由に基づいての団体の性格も持つておるんだなと考へなければ平仄が合わないから申し上げるだけのことなわけです。といふのは、本来二十八条に基づく公務員たる労働者、勤労者の団結の保障のもとに、地方公務員法等で定められておるあの労働組合たる教職員組合といふものは、あくまでも地方分権の姿のもの、その存在であつて、団体の交渉が不完全ながらもあります。公務員の特質のゆえだと思ひますが、その不完全ながらも持つておる交渉の相手方は、あくまでもその任免権者たる使用者でなければ、二十八条の趣旨にも徹底しない。その意味で申し上げるのであります。全国組織の日本教職員組合をお作りになることは、地方公務員法でも認めておることでありまして、当然合法的な存在であることには間違いない。しかしその現実に存在しておるといふことと、地方公務員法に認められておるといふこと、中央交渉なり団体交渉をするかしないかといふことは

全然別問題で、制度上の問題としては逸脱した要求であると私は思ふのであります。もしそうならば、地方公務員法を改正し、中央集権的に教育のあり方を変えて、文部大臣が任免権者であり、使用者側であるといふ制度上の裏づけがないことには、やれないことだと私は理解いたしておるのであります。

○山中(吾)委員 それは單なる理屈でして、そうすると地方の県の教育委員会と教員組合が団体交渉をして、経済上の要求を受けて、給与の改定もそれで承諾をする、定員増もやるといふ場合については、文部大臣はこの間の公算措置その他をされるわけですか。

ゆえんである、こう思ふのであります。給与その他について予算のお世話をする役目はもちろん持つておりますが、それは文部省限りでどうなるものでもない。自治省の關係もありまして、結局は大蔵省の、予算制度上の予算査定権に従わざるを得ない。閣議決定によつて初めて最終的な政府側の意見がきまる。そしてそれを國權の最高機關たる国会の御承認を得て初めて結論が出る、そういう筋道は歴然と定まつておるのであります。それをもうでないと前提しながらのお話のようになりますが、立法論としてならばわかりませんが、現行制度上の問題として私は先ほど米申し上げておる通りである、こう心得ております。

○荒木国務大臣 その点は私は、教職員という特殊の身分を持つた公務員であることによる必然的な相違であると思ふのであります。交渉をして、それで交渉の内容として給与が直ちにきまらぬものではないといふことは、制度上そういう権限を地方分権上与えていないう。むしろ国会と政府の間で話し合つて、予算としてきめて初めてその結果が出るという建前になつておるのであります。その建前はやむを得ざる必然の制度であらうと思ひます。その制度を無視して、立法論としてどうするとおつしやるなら別ですけれども、今の制度は私は日本の教育のあり方としては正しいあり方である。地方分権といふことをくずすべきではない。地方分権といふことを認めるとするならば、その任免権者、使用者側に立つべき者は都道府県、市町村の教育委員会であるといふ今の建前を貫くことが民主的であり、よりよき教育の発展に資する

○山中(吾)委員 これは教員組合だけの問題ではなくて、今度の公労協の關係も国会の予算でやらなければならぬ問題ですから、何か例がおかしいと思ひます。そうでなく、この地方の団体交渉の相手方といふものは財政権を持つていない。従つてそこでやつても結論が出ないのです。そして給与の關係については國が二分の一を負担する。そしてその法律の執行の責任者は文部大臣である。もちろんあらゆるものが国会の承認を得た予算でなければならぬことは、國鉄であらうが全通であらうが同じですから、教育關係特有の問題ではないはずであつて、制度上の給与に対する責任者は、そういう意味において、給与行政からいへば二分の一は文部大臣の責任、二分の一は地方の責任、これが制度上のあり方だと私は思ひます。従つてそれに対する団体交渉の対象になるのは、文部大臣も、それから地方の教育委員会も、

そうなるのだ、これが制度上最もすなおに解釈した解釈ではないか。それを文部大臣が、今は地方分権の建前だからおれは知らない、こう言えば教員組合というものは一体どこに自分の経済上の、憲法に基づいた要求をするところがありますか。ないのです。ないのがわかっておりながら、向こうに行け、おれは知らない、こういうような不親切な冷酷な文部大臣は、私は世界のどこにもないと思います。どうですか、給与行政の建前からいって……。

○荒木国務大臣 冷酷なふりをしようとして申しておるのは毛頭ありませんで、今の憲法、教育基本法、会計法、ことごとく法律制度のもとでそうなっているから、その法律制度通り行動しておるということでございます。

公労協のお話が出ましたが、公労協の場合に、たとえば郵政大臣が全通と話をすると、これは郵政大臣が任命権者であり使用者であるから、法律制度の上で相手方たるざるを得ないからそうなっている。教員の場合においては、地方分権の建前上、先ほど来申し上げることく、御承知のように、都道府県、市町村の教育委員会が相手方であると、法律上きまつておることを申し上げておるのであります。給与関係の予算的な関係においては、これは公労協の関係も同じことだと思ひます。しかし公労協の関係について見たところで、結局は国会の御承認を得た予算というものがなければ実行できない。今度の勧告で補正予算を組むか組まないかということが論議されておるようですが、かりに補正予算を組まないとするならば、公労協の予算なるがゆえに、ある程度の弾力性があるから実行

上支障なくやれる余地があるというだけであつて、概念論としてならば、当然補正予算を組むべき性質のものである。もしその弾力性が足りないとするならば、国会の承認を受けて、予算をおきめ願つて、それに応ずるほかはない性質のものであると私は心得ます。従つて、文教関係であらうと何であらうと、予算の問題となるならば、むしろこれは最終的には、私は国会の御決定がないならば、予算というものは存在しないというほど複雑になつておるの、公務員に関する限りにおいては必然的のことであらう、こう思うのであります。

○山中(吾)委員 公務員々々と言いますけれども、教員はもと国家公務員です。また地方公務員なんだ。そして市町村の公務員もあれば、県の公務員もある。従つて、その任命上の形式については、時々変わるわけですね。給与の実態については、いわゆる二分の一が国、二分の一が県という、これだけは動かない。そして給与の責任は国と県が半分ずつ持つておる。そこでたとえば、市町村の教員組合は市町村の教育委員会に給与の話をせいで、それは市町村の公務員だから、市町村の教育委員会と交渉したらいでしょ。うと文部大臣が言うことは、それは自分のかわい子供を勝手にどこかで食えと突っぱねることと同じじゃないですか。またそういう理屈を言えば、市町村立の先生は県の公務員でないです。それから、市町村の者は市町村以外にはできない、県には団体交渉ができないという理屈まで言つてくる。そういう理屈でなくて、実際の憲法の二十八条の規定というのは、勤労

者が経済生活の向上のために、実質的に保障をするためにできた、保障しておる団体なのでそれに基ついた団体交渉権でありますから、実際に給与なら給与について実権を持つてゐる文部大臣に交渉するというに解釈をされなければ、ほんとに教育を愛するたに、教師を愛していない、突っぱねて、いじめて、まますいじめのようなことをして、どこにも交渉する相手がないうようにしているのと同じだと私は思うのです。だから、そういう形式的なお話をばかりされておられますけれども、それなら直ちに何か立法の改正をやりますというやうなことを言わないと、このままでそういうやうになつておるから、おれは知らない、そんな文部大臣、どこにあるんですか。(ここにあると呼ぶ者あり)ここに黙然として、荒木大臣がおいでになつておるとするならば、それは私は教育は人です、そして鋭くあなたが教師を批判しておるのは、教育を思い、教師を思うからだと解釈する。(そうじゃないよ、と呼ぶ者あり)それでないとすれば、また何をか言わんや、これは文部大臣の資格なし、せめて、給与のことについて、交渉する相手はどこにもないやうな格好にして、そして教師を批判ばかりしているやうなことで、私は文部大臣としての価値がないと思ふのです。どうでしょう。もっと実質的に解釈できないですか。

○荒木国務大臣 私は、憲法は民主主義を基調としておる、民主主義は法治主義を根幹とする、教育行政は法律に従つて、そののりを越えてはいけません、これが民主主義国家における行政の根本的な心がまえ、ものさしであらうと思ひます。山中さんのお話によりますと、それは形式的にはそうだろうけれども、現実には交渉相手になつてやつたらどうだ、こうおっしゃいます。が、そういうことを団体交渉という意味においてすること自体が、デモクラシー下の地方分権の教育制度を乱るものだ、だからやつてはいけません、こう申しておるだけであつて、そのことは何も日教組のやうとか、教職員を愛しないとそんなことは全然別問題である。もう型のごとく、法治国らしきことをやることこそが、全國民に奉仕する文部大臣以下教職員に至るまでの責任であらうと思つております。

○山中(吾)委員 何回言つても大臣は心を入れかねなければ、これは永遠の課題なのでありますけれども、そういうやうにきまつておるからといって、きまつた通りということだけじゃ私はないのです。制度的にも給与の責任というものは、文部大臣なんです。法的にもそれは文部大臣が給与に関する限りにおいては、交渉に應ずるといふことが、制度上私はそういう責任があると思ふのですが、ないのですか。

○荒木国務大臣 制度上責任も権限もないと思ひます。教職員の給与二分の一負担といふことはまさしく法律できまつておりますが、それは御案内のごとく、決算の結果に基づいて清算して負担するといふ制度づけになつておりますから、これは申し上げるまでもなく御理解のところでありませう。しかし、その使用者、任命権者といふものはあくまでも地方教育委員会である、これは法律できめていたでいておりますから、法律を変えてから、こんなふ

うに変えたらどうだという御説はあり得ようとは思ひます。しかし、文部大臣としてそんな法律を変えることも考へたらどうだ、さつきもおっしゃつたやうですけれども、変える意思は私はいりません。今の状態が一番よろしい。最も民主的に最も地方分権の実を上げ得る制度だと思ふのでござい

○山中(吾)委員 そうしますと、形式上任命権者でないから、形式的には会う何はない、実質的には、給与の負担であるから実質的には経済交渉は受けるということは言えるのです。それといふ一つ。国立大学の教員については任命権者であるから、これは——大学学長ですか、これは給与の責任はどうなつてゐるのか知らないが、それも会わない、こういうわけですか。

○荒木国務大臣 実質的には、会う会わぬといふことがどういう意味か理解できませんけれども、少なくとも団体交渉といふ意味においては交渉する権限が与えられていない。与えられていないものがあるがごとくやることは、これすなわち制度を乱るものなり、やるべからず、こういうことを申し上げておるのであります。実質的とおっしゃることが、事実上それでは交渉相手になつたらどうかといふことかしらぬとも思ひますが、それはお互いの自由であつて、会いたくと思へば会へばよい、会いたくなければ会わぬでよいといふことだと思ひます。

大学の場合には、文部大臣が任命権者であり、使用者といふ立場に立つものとそうでないものとあるやうであります。直接使用者といふ立場に立たね

ばならない関係にある大学の職員の組合があるとするならば、その組合の公務員法に定める事柄についての交渉相手は当然文部大臣でなければならぬ、こう思っております。

○山中(吾)委員 一番最後の場合は、法律上も会って団体交渉される義務がある、ということは確認されているわけですね、今。

○荒木国務大臣 それは当然国家公務員法と制度の定めるところに従ってお相手申さねばならぬ責任のある立場であると思えます。

○山中(吾)委員 そうしますと、そういう大学の先生が加入している組合、その組合の代表者が、大臣の任命にかかわる教員の給与に対して交渉を要求した場合、大臣は受ける義務がある、受ける、こういうことですね。

○荒木国務大臣 そういう場合でも、交渉相手にならねばならない責任の立場にはないと思えます。

○山中(吾)委員 その理由をお聞きます。

○荒木国務大臣 現実には、そういう当然私が相手申さねばならぬ組合は形式上は存在していないようですが、登録をすることによってそういうことになる、承知いたしております。その登録した組合代表者と交渉すること、これは制度上当然認められた範囲においてやるべきこと、さように思っております。

○高津委員 関連。この文教委員会には、荒木文相の前に文相の地位におつた人が松永委員と灘尾弘吉委員といろいろおられますが、そのあなたの前任者は、五十数方の教職員の団体とは会った方がよいという判断で会っておられ

るのである。それは文書で団体交渉をするためにわれわれが見を申し込むという、そういう別に規定づけをして会ったわけじゃないが、いつも会って、大いに向こうの言い分を聞いて、教育界を混乱させないよう、そういう態度であったのですが、それらの人はあなたとはまるで違ふのですが、前任者のやり方が私は妥当であり、国民がみな了承するところであろうと思えます。あなたのやられることは全く教育界を混乱させるものであり、上に荒木文相があるから、今のような宇和島市における大へんな脱線——これは証拠があるから文部省も逃げることはできないのでありますが、ああいう末端の極端なものまでも生むようなことになつておるのであります。私は、前任者にならねば何回でも会うようにして、もう少し円滑に、現在の、何とか非常の陰にこもつた、まあ二つの文部省の対立というやうなことがいわれるような状態を政治家として何とか手を打たるべきであらう、こう思うのですが、それに対する所見をお伺いします。

○荒木国務大臣 前の松田先生その他がお会いになつたということは聞いております。それは御自分の御判断で、先刻申し上げた事実問題として会つた方がよいと思われたから会われたのだらうと想像いたします。もし団体交渉という意味合いで会われたとすれば、それは適当でなかつたと思えます。それでなく、おそれなく事実問題としてお会いになつたのだらうと思えます。これはその人々の考えであることは先刻申し上げました通り、それはお互いの自由である、私はお会いしない方が適

切である、こう思つておるのであります。また、私がお会いしないことによつて陰にこもつて混乱しているとおっしゃいますが、会う会わないによつて教育界が混乱するはずがないに会わないことによつて、混乱させようとする人々がおるから混乱するかもしれないけれども、憲法に従い、教育基本法に従い、もろもろの法律、制度に従つて当然なすべきことをなしておるということである限り、そのことから混乱が起ることというものはあり得ないこと、もしあるとするならば混乱させる方が間違つておると私は思つております。

○高津委員 会う会わないということ、一つはあなたの行政の仕方であつて、日教組に対する悪口雑言、毒舌、こういう文部大臣をわれわれは見たことがない。こんなにひどく、同じ教育者をこうまで誹謗する大臣を初めてここに迎えて、委員会のある日に顔を会わせるわけですか。私はこのやり方は後世の歴史家は必ず批判するだらうし、二つの文部省があつて、一つの文部省の方が対決せねばならないやうになつて、ちやうど外交論争で国論が二つに分かれておるとき、自由陣営論がだんだん少なくなつて、自由陣営論が、世界のナショナリズムの影響を受けて、ずつと高まつて参つて、一つの政策が破れて、明治維新のように他の政策が勝つやうになるわけですか。今度また、国会のいつのこともやら、その話はどう何へんも聞いたよ」と呼ぶ者あり。案外早いのです。私は、いつも物理学の加速度という言葉、加速度という原則を知る、物の落つることによいよ激し

く、いよいよ急なりで、案外早くくると思ひます。私はそう信じて疑わないのです。私は世論がこう逆転した場合に、最後には堪へられておられる悲壮な姿であるとお見受けするのであります。あなたが、私は、会う会わないはただ一つのあなたのやり方であるが、あの悪口雑言というものは、ずつと続けておられるが、あれでいいと思ひますか。

○荒木国務大臣 悪口雑言とおっしゃいますが、言葉が洗練されてないことは私も反省しますけれども、今まで私申し上げておることは事実即して申し上げておると信じております。また、時世が変わるやうな御説であります。時世が変わつてからに共産党の天下になつたときにはあるさるかは私の知るところではありません。今の憲法のもと、今の教育基本法のもと、今のものもの制度のもと、法律、制度、國權の最高機関の定めた命令に従つて、忠実に行動すること以外に、私のなすべきことはいない、これは民主主義政治下における政府側の心がまえとして当然のことと思つております。

○三木(喜)委員 大体三つの点についてお聞きしたかったものでありますが、その一つの分のおと二、三の御質問を、第一の質問は終わりたいと思うのですが、次に金曜日にやっていたたけのようでしたら、これで、この問題は次に延ばしたいと思ひます。

従ひまして、ただいまの研究會の問題ですが、私の心配しておつたのは、大臣も同じやうなお考えで、これは私も承したわけでありましたが、なおこれを一つ確認しておきたいと思ひます。私は、このことが非常にフアツ

シヨ的な方向に立つたところの道を人心に説くところの、非常におそろしいところの教育だ、こう思つておりましたが、大臣はそれを仮定の言い方として、ばかたれの講義である、かういふやうに言われましたので、それであつたら、私も事実からすればかういふやうに解釈しておきたいと思ひます。

次に、この研究會のあり方ですが、あり方について、文部大臣でなくて、内藤初等中等局長に一つ聞いておきたいと思ひます。聞くところによると、愛媛に対して文部省の方から三十万円ほどこの研究會に対して助成金が出てるやうであります。それで、これは愛媛だけではないと思ひます。で、他の県にもどの程度出ておるか、そういう資料を出していただきたい。

これは後ほど、研究のためのあつた建物の問題が出ておりますから、それとも関連があると思ひますので、一つお聞きしておきたい。

○内藤政府委員 ただいま教育課程の改正が行なわれまして、小学校は御承知のやうにこの四月一日から全面的に切りかへになるわけでありまして、中学校は昭和三十三年に、高等学校は三十八年からになりますので、ただいまのところ、新教育課程の趣旨徹底のために、文部省が主催し、研究協議會を各県にそれぞれ自主的にやらせておるわけでございます。この金は全国で五千五百万円出ております。それから、今後教職員の自発的な研究に待たなければなりませんので、できるだけ研究団体を育成していく各教課の授業に支障のないやうにしたい、かういふことで各府県に研究団体を育成すると

いう趣旨で二十万円程度出しておりま
す。そのほかに、文教政策の趣旨徹底
という事で、これは研究会をやった
り、あるいは協議会をやったり、いろ
いろあるかと思いますが、そういう
趣旨の金が各県に数十万円程度出てお
ります。

○三木(喜)委員 それは出ておるとい
うだけ聞かしてもらえばいいかなん
です。それで具体的な数字は後ほど各県
にどれだけ出すか、一つ委員会
を通じて出していただきたいと思いま
す。次会によろしくございます。

そこで教育委員会の主催によるとこ
ろの研究会のあり方について申し上げ
たと思いますが、この研究会は各人
の自由意思でやる、そうして地方教委
が推進されたものと最初は言ってお
りましたけれども、だんだん調べてお
りますと、割当式にきておる。研究の
自由ということ、この割当式の研修
問題を文部省はど考えておられるか。

それからこの研修会に對しまして一
人三百円ずつの経費を取っておる。こ
ういう経費を取ることとはどう
いうことなのか。その講習会に行つた
ということと調べてみますと、各地教
委で割当てて、金も出しておるわけ
なんです。それに各個人から研究会の
費用として三百円先に取っておりま
す。これに對してあとから旅費名義
で若干出しておる。これは明らかに押
しつけがましい昔の天下り式の研修、
そうしてその内容たるや皇国の道に徹
せよというような、こうした式の研修
会、講師の問題は先ほど申しまし
が、あり方について私は非常にふに落
ちないものがある。その点において文
部省としてはどうお考えですか。

○内藤政府委員 任命権者が必要あり
と認めた場合には当然研修に参加させ
る権利を持ち、教職員はそれに従う義
務があるわけでございます。
旅費につきましては、出張命令を出
す以上、何らかの実費程度のもものは少
なくとも出すべきものと心得ており
ます。

金を取ったことは私は聞いておりま
せんので、これは後刻調べてみたいと思
います。
それから自発的な教師の研究ももち
ろんございます。特に教育課程の研修
とか、あるいは特に資質の弱い先生方
に對して研修するとか、あるいは目的
がいろいろあるかと思うのです。任命
権者が必要ありと認めた研修会は、任
命権者及び服務監督の責任であること
の都道府県、市町村の教育委員会が
研修を進めることは当然でございます。

○三木(喜)委員 あり方は、今お聞き
しましたように、そういうことに對す
る講習料を取っておればいけないん
です。どうなんでしょう。

○内藤政府委員 その取り方にもよる
と思うのですが、原則として出張命令
を出している以上、少なくとも実費を
まかなえる程度の旅費は支給すべきも
のと心得ております。

○三木(喜)委員 旅費を支給じやない
ですよ。今私の方から聞いておるの
は、講習会に對して金を取っておるん
ですよ。三百円、額まで言っているん
ですよ。それを文部省としてどう思わ
れるか。

○内藤政府委員 それは中身を調べな
いとお答えしにくいと思ひます。たと
えば教材費の関係で、学校でいろいろ

な教材を用意した場合に、生徒から取
るといふこともあるわけなんです。で
すから、教材のプリント関係として
取った場合もあり得ると私は思ふ。そ
の実態を見てみたい、これが適切か
どうかというところは判断いたしかねる
と思ひます。

○三木(喜)委員 そうしますと、あり
方については問題を含んだまま次に送
るわけでありまして、それから講師そ
のものの言うておることも問題であつ
て、これも調査の対象になる。そこで
こうした調査の対象になるところの講
師、そして調査の対象になるところの
研究会のあり方というものを、ここ
に指導してやつたところの県の教育委
員会特に教育長は、当面の責任者とし
てここに話をしておるのですから、一
部始終知つておるはずなんです。
その教育長の責任は、前者の二つ
の事実があるとするならばどうなるの
ですか。これは大臣にお聞きしたいと
思ひます。

○荒木國務大臣 調査の結果がはつき
りしましてから、お答えさせていただきます。

○三木(喜)委員 そうしますと、この
問題は三つの要素に区切つて申し上げ
たのであります。講師のあり方と、講
習会のあり方と、そしてこれを主催し
たところの教育委員会の指導のやり
方、すべて調査の上のことになり
ました。はたしてこの調査はどうい
う方法でいつやられるかということに
ついて、ここで言明してもらいたいと思
ひます。そうでなかつたら、われわれ
は、この話を引つ込めるわけにいか
ないのです。今にでも調査してもらわ
なければ現地においては——後刻申し上

げるつもりなんです、人事権とこれ
がからんで非常に恐怖心を起こした
り、あるいは混乱を起こしたりして
おるうちに、私たちは現地を見て思
うわけなんです。そういう事実もた
くさんあがつておるわけなんです。それ
を一つ明確にお答え願ひたいと思ひ
ます。

○内藤政府委員 できるだけ早急に調
査いたします。

○三木(喜)委員 委員会の名で、ど
ういう形でやるかということをつきめ
ていただきたいと思ひます。

○内藤政府委員 調査の仕方について
は、おまかせ願ひたいと思ひます。

○野原(憲)委員 議事進行。三木委員
の質疑は、まだ相当たくさんあるわけ
でございますが、いかがでしょうか。
次の金曜日には必ず三木君の残余の質
疑を取り上げることにするならば、私
どもはその他の文教関係の問題もそれ
でございますから、本日はこれで打ち
切つてもよろかろうと思ひますが、委
員長の所見を承つておきたいと思ひ
ます。

○濱野委員長 先ほど理事会におきま
して、次の機会には国立工業教員養成
所設備法案の終末をつけよう、こうい
う取りきめがあつたのであります。こ
ういふ一日には御審議を願う。むろんこ
の問題は大へんな長い時間にはかかり
ないと思ひますから、その後において三
木さんの質疑を続行する、こういうこと
にいたしたいと思ひます。

○野原(憲)委員 その点は、私は理事
会を傍聴しておりましたが、委員長
のたゞいまの御発言は、いささか違
うのであります。これは自民党の理事
諸君から、国立工業教員養成所の問題

については、次の金曜日に上げていた
だきたいという要望があつたのであり
ます。しかし、これは要望であつて、
理事会はこれを上げるということを受
認したと決定したということとはな
かつた。私は思ふのでございますが、
そういうことになれば、これは再度理
事会を開いて協議をしていただくかな
ければならぬと思ひます。委員長
の把握はいささか違ひます。

○坂田(道)委員 先ほどの理事会でお
話しましたことは、なるべく次の委員
会において、お宅の方で修正案もある
ように聞きましたから、それを出して
いただいて、そして結末をつけよう、
またわれわれの方でもそれに対して、
十分与党内部で部会等にはかつて態
度をきめる。大体方向はいたしまして
は、次の機会において上げるべくお互
い努力するということではまとま
つたと思ひます。だから多少ニュア
ンスが違ひと思ひます。

○野原(憲)委員 委員長のお発言は、
次に上げてしまふという発言があつた
わけなんです。今坂田委員からあつた
ように、上げていただきたいという要望
がありました。が、社会党の方では修正
案を用意しておるから、この修正案に
ついての検討を自民党もしてもらわな
ければならぬ、委員会においてもど
ういうことになるかわからないが、そ
れは自民党からそういう要望があつた
ということとをわれわれも聞いておく
ことにして、理事会は散会したわけな
んです。だから、上げるということをし
めたいと思ひます。

○濱野委員長 委員長不敏にしてその
点不明確であります。その要望に
応じるといふお話があつたのでござい

ます。自民党の側から修正案を出して
もらいたい、自民党も本日はたいま
ら散会後文教部会を開いて、そうして
合議しようというような準備ができて
おったものですから、わが党の方が理
事会でそれを申し入れたところ承し
たというようなお話だそうでございます
すが、それとは違ふのですか。

○野原(慶)委員 違ふ。だから上げる
とはきめてないのです。

○濱野委員長 上げるとはきめてない
が、しかし、できるだけお互いに協力
しよう、こういうことですか。——わ
かりました。

○野原(慶)委員 そういう要望があつ
たから、協力しよう……。

○濱野委員長 それじゃさようなこと
に間違いを起して恐縮でありました
が、そのことを審議願つて、そうして
その日にこの案を上程したい、質疑を
継続して参りたい、こういうふう
に御了承願いたいと思います。

○野原(慶)委員 三木君が今重要な問
題について質疑をしたわけです。私ど
もはその工業教員養成所の問題が重要
であることももちろん認めます。しか
しながら愛媛県の問題は、これは講習
会が学年末の人事異動に関連してくる
のです。そのところまではまだ三木
君は触れていない。学年末といえ
ばと数日なです。ですから、私ども
は今夜徹してでもこの問題は実は
質疑をしてもらいたいと思うのです
けれども、それぞれ党の中にいろいろ事
情もございまして、私は議事進行で
あのような発言をいたしました。で
きるならばいづれを先にやるかとい
うことは理事会に譲っていただいて、次
会で三木君の残余の質疑も取り扱う、

それからもちろん工業教員養成所も取
り扱わなければならぬでございますし
うから、そのどちらを先にするかは理
事会によってこれは御相談をすること
が最も民主的なやり方ではなからうか
と私は思います。この点について委員
長の御裁断をお願いしたい。

○坂田(道)委員 先ほどの理事会の席
では三木君の問題はそう出ていなかっ
たわけです。一応われわれとしまして
は修正案を先にしていたかどうかとい
うことで皆さんも御了承をいただくし、そ
のこの前提に立つて実はさきようの午
後の委員会も開かれたようなことであ
りますから、一つその点はこの委員会
の終了後委員長のもとでお取り計らい
をお願いしたいと思います。

○濱野委員長 理事会でそのことはき
めますが、野原さん、議事進行のこと
についてちょっとお伺いしたいのです
けれども、今文部省の重要な調査を要
求しておりますけれども、三十一日には
およそ間に合うまいと思ふのですけ
ども、それがなくても非常な緊急性が
ございませうか。

○野原(慶)委員 文部省ではすみやか
に調査をされるということ、これは
私どもは文字通りすみやかにやって
いただかなければならぬと思ふのです。
すみやかにということ、もうきょう、
あす中にでもやはり調査官を派遣すべ
きである。これは社会党としては共同
調査委員会を出してはどうかという意見
を持っておるくらいであります。国
会の開会中でございますから、この辺
は理事会の議題に供していただきたい
と思ひますが、やはり文部省の調査が
できていないでも、私どもは私どもの
責任ある調査をしておるわけです。こ

れは調査官を派遣するについても、特
に文部省側としてはすみやかに社会
党の調査事項について知っておられ
ることが必要ではなからうかと思ふ。そ
ういう意味では次会で取り上げてもら
いたいということを申しておるわけ
であります。

○濱野委員長 それではそのことは後
刻理事会をもつて決定いたします。

それでは本日はこの程度とし、次会
は明後三十一日午前十時理事会、午前
十時三十分委員会を開会いたします。
これにて散会いたします。

午後四時五十六分散会

昭和三十六年四月七日印刷

昭和三十六年四月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局